

○議事日程

令和7年6月17日（火） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1 番	広瀬 恵理子 君
2 番	加藤 雅浩 君
3 番	長谷川 淳 君
4 番	村山 博司 君
5 番	松本 暁大 君
6 番	三宅 祐司 君
7 番	松原 浩二 君
8 番	櫻井 明 君
9 番	渡邊 憲司 君
10 番	木下 美津子 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教 育	長	野原 弘康 君
総合政策部	長	安田 悟 君
総務部	長	服部 貴司 君
こども未来部	長	三輪 学 君
健康福祉部	長	堀場 康伸 君
住民部	長	小野木 崇夫 君
基盤整備部	長	板橋 篤志 君
会計管理者		井上 哲也 君

◇

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	摂 田 真 広
書	記 高 木 明 美

◇

開議

午前10時02分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしてあります。

これより日程に入ります。

◇

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番 松本暁大議員、及び6番 三宅祐司議員を指名いたします。

◇

第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 次に日程第2、一般質問を行います。

発言の通告がございましたので、順次発言を許します。

4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 改めまして、皆様、おはようございます。

4番議員 村山でございます。

議長のお許しが得られましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、町長の考える子育て支援政策についてお聞きします。

子供が笑顔で育つ町の実現のため、子育て政策を推進したいという町長の目標について、以下質問させていただきます。

1つ目、新たな子供の居場所の提供と子供提案事業についてお伺いします。

さきの3月定例会において、町長自らの報酬を削減してまでやりたかった子育て政策について、3つの項目について福祉部長からご答弁をいただきました。その節、新年度予算で計上はしていませんが、新たな子育て政策を準備しているというお話もありました。それが何なのか、具体的に示していただければ幸いです。

また、減額した分の給料が幾らで、その全額をそれぞれの子育て施策に幾らずつ配分したということを、あるいはまた公約をどのように実現していくかのその評価や

指標や判断基準を、町民の皆様に丁寧に説明していただければと思います。

2つ目、学童保育事業の業務委託選定に係る一般競争入札についてお伺いします。

昨年、この学童保育事業についての競争入札がありましたが、過去においてはそういった入札はありませんでした。子供の健全育成を目的とした学童保育事業の担い手を、いわゆる金銭競争で決めようとした理由は何なのか、お答えください。

そして、契約期間が令和7年4月1日からの令和10年3月31日までにした根拠についてお伺いします。

それと、愛知、岐阜、三重県内に本店、支店、営業所等を有する者であることにしたいきさつについてもお伺いしたいと思います。たまたま今回も岐阜県の業者ではありましたが、あるいは三重県の南部のほうの業者でしたら、なかなか対応も大変だと思いますので、お聞きしたいと思います。

3番目、子育て中の人にスキルアップのための支援事業補助金を、例えばこういったものに携わってみえた人を対象に、就労のために必要な資格または免許の取得、あるいは再就職や雇用形態の転換を支援するため、就職や仕事に役立つ資格や免許の取得に要する費用の一部を補助してはどうか、お伺いしたいと思います。

例えば、従業員の技能資格取得に係る費用を負担した企業等に対し、取得に係る経費の一部を扶助することで、雇用の安定あるいは管理職登用を促進し、企業の活性化及び発展を図ることも可能であるのではないかと考えております。

今年度の新規事業で岐南町職員資格等取得助成金事業が始まりました。職員のスキルアップには、またこれはこれで一つの効果があるとは思いますが、町内在住の皆様にも、あるいは町内に事業所を有する個人または法人を支援したらどうかと思いましたので、お伺いしたいと思います。ご所見をお願いします。以上であります。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 村山議員の1項目め、子育て支援政策についてのご質問の1番目、新たな子供の居場所の提供と子供提案事業についてお答えいたします。

町長は、子供たちの声を聴き、その思いを形にする子供提案事業の一助など、町の未来を担う子供たちのための政策を推進したい思いから、令和6年7月分から令和10年3月までの45か月間、毎月給与を33万5,000円を減額し、その総額は1,500万円超となります。

議員もご存じのとおり、予算書等において町長の給与減額分として整理するものではありません。減額した給料により歳出費用が抑えられ、町政運営の中で有効に活用されることとなり、予算上は特定の事業への充当されるものとはなりませんが、令和7年度予算に計上しております子供に係る新規事業としましては、医療的ケア児

の保育支援事業、高校生世代の医療費無料化事業、GIGAスクールタブレット端末更新等事業などがあります。

現在、町では子供の居場所づくり事業及び子供提案事業の実現に向けて、具体的な検討を進めております。庁内等において、どのような形で安全かつ安心して放課後などの時間を過ごせるか協議をしている状況でございます。子供たちのニーズをよりの確に把握するためアンケート調査の実施も検討しており、また、事業推進に当たり学校長との協議も重要であり、併せて国、県などの補助制度の活用も検討しているところです。

これらの取組を踏まえ、しかるべき時期に予算を計上したいと考えております。

なお、子供の居場所づくり事業においては、小学校の体育館等の活用についても検討を進めておりますが、現時点で具体的な施設、内容をお示しする段階に至っておりません。今後、関係機関との協議を重ねながら、よりよい居場所づくりを進めてまいります。

いずれにいたしましても、子供たちが安全かつ安心して過ごせる居場所づくりに向け、町として具体的な形をつくるため、継続的に検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 村山議員の1項目め、子育て支援政策についての2番目のご質問、学童保育事業の業務委託選定に係る一般競争入札についての1つ目、子供の健全育成を目的とした学童保育事業の担い手を金銭競争で決めようとした理由は何かについてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業業務、いわゆる学童保育事業は、より充実したサービスの提供を目的として、豊富な知識と経験を有する民間事業者により事業運営を委託し実施しております。

町では、前回、令和3年度の事業者選定を実施する際は、プロポーザル方式により行いました。プロポーザル方式による選定の趣旨は、その運営に関して、より魅力的な事業内容の提案や事業者の経営状況、管理運営する上での配置体制などを判断するところにあります。

一般競争入札とだけ聞けば、単に金額のみの競争と捉えがちですが、今回選定に用いた手法は、プロポーザル方式により実施する場合に提出を求める審査書類を事前に提出いただき、町の仕様要件に足ると認めた事業者に対し入札参加を許可する事前審査型の一般競争入札とさせていただきます。

また、入札参加の条件といたしまして、地方公共団体の発注する放課後児童健全育

成事業の請負実績がある事業者のみとすることにより、その受託事業の実効性も担保し、プロポーザル方式での選定と遜色のない効果が得られるとの見解の下、執行いたしました。

したがって、金銭競争のみでの選定を目的とした一般競争入札との認識はございません。今回は、プロポーザル方式の利点と競争の透明性を併せ持つ一般競争入札とさせていただきます。

次に、2つ目のご質問、契約期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日までにした根拠についてお答えいたします。

本事業は、過去においても契約期間は全て3年として執行してまいりました。加えて、昨今の社会情勢の目まぐるしい変化、とりわけ最低賃金の上昇率からもみられるように、人件費の増加が顕著であることも鑑み、今年度契約金額を決するに当たり、3年を超える長期の契約は受託事業者にとって不利益をもたらしかねないと判断し、契約期間を令和7年4月1日から3年間といたしております。

最後に、3つ目のご質問、愛知、岐阜、三重県内に本店、支店、営業所等を有する者であることにしたいきさつについてお答えいたします。

一般競争入札での実施でありますので、広く事業者を募ることが目的ではありますが、あまりに遠方の事業者では管理運営上、心配な面がございます。また、県内のみ限定した場合、参加可能な事業者が限定されることが懸念されました。

このため、管理運営上対応が可能な範囲を審議し、愛知、岐阜、三重県内に本店、支店、営業所等を有する事業者を参加の条件とすることが妥当であると判断いたしました。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 村山議員の1項目めの3番目のご質問、子育て中の人にスキルアップのための支援事業補助金をについてお答えいたします。

子育て中の方へのスキルアップ支援は、就労促進や経済的自立の観点からも重要であると認識しております。

現在、国において、雇用保険制度の教育訓練給付制度や、ひとり親家庭を対象に教育訓練を修了した際に支給される自立支援教育訓練給付金、資格の取得を目指して養成機関で修業する期間中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金、また、雇用保険の受給資格がない方には求職者支援訓練など各種支援制度が設けられております。

本町におきましても、ひとり親家庭に対する支援として、岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターが実施するパソコン教室や介護職員初任者研修などの就業支援講習会について、チラシや窓口にてご案内しております。

また、児童扶養手当の書類送付時には、ハローワークの就職支援案内を同封し、現況届提出期間中には庁舎内でハローワークによる出張相談会も実施しております。

議員ご提案の町独自の補助金の創設につきましては、国、県において既に各種支援制度が設けられていることから、町として新たな補助金制度を設けることは現時点で考えておりません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） ご答弁ありがとうございます。

では引き続き2つ目の質問に入ります。

2つ目は、雇用管理上講ずべき措置の履行についてお伺いしたいと思います。

たしか3月議会の3月10日だったと思うんですが、岐南町の懲戒処分についてのプレスリリースがありました。

去年を振り返って、後藤町政になってからを振り返ってみますと、令和6年4月に後藤町政になって以降、本人の意思による退職でない法令遵守を無視した前福祉部長の———に始まり、固定資産税の度重なる課税ミスによる担当職員並びに直属の上司の処分、また高額サービス費に係る二重払い、そして先ほどの本年3月10日にプレスリリースがありました40代男性職員の懲戒処分と、岐南町にとっては不名誉な事案が立て続けに発生してまいりました。特に幹部職員の———は、全国紙に取り上げられるほどの社会的影響が大きい問題でした。

ところで、県内の知り合いの労働組合のトップの方からは、公務員の懲戒処分は世間受けがよいものだが、後藤町政下の処分方法が一つのスタンダードになってしまうと困ると話してみえました。

そこで、プレス発表があった事案概要について、個人情報に配慮した上で、詳細な資料提出もしくは説明を求めるとともに、特に被害に遭われた職員の就業する上で看過できない支障についてお伺いします。プレス発表にあった業務上必要のない職員の報告行為とは一体何なんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

当時のハラスメント防止規程は、総務課内の窓口で相談を受け、ハラスメント防止委員会設置には町長の了解が必要になります。調査、審議において、被処分者に弁明、始末書の提出を依頼されたかどうか、あるいは手順が適正に行われているのか、不服申立ての機会を与えての判断がなされたのか、お伺いしたいと思います。

社会通念上、一担当職員の違法行為や脱法行為があり、それに対する処罰を受ける場合、その直属の上司の管理監督責任も同時に問われ、何らかの処分を受けるものと承知をしております。例えば、兵庫県知事は、告発文書を作成した元局長の私的情報の漏えいをめぐり、組織のトップとして責任を取るため、自ら3か月分減給50%とす

る案を明らかにしております。今回、なぜ処分の対象にならなかったのか、処分者である町長の明快な答弁を求めます。

2つ目、岐南町合同庁舎管理規則及び岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例についての改正予定をお伺いしたいと思います。

さきの3月の定例会で、就業規則と開庁時間の見直しを早急に取り組むと町長答弁がありました。この町長答弁によって、信頼して当時の補正予算に賛成、反対の意思を伝えた議員もみえたかと思います。本定例会に条例改正案が提出されると思っておりましたが、プロセス重視の町長に聞きます。いつ規則条例改正を行うのか、お伺いしたいと思います。

3つ目、人事制度、就業環境の改善についてお伺いいたします。

これも2番目の質問と関連がありますが、職員の休憩時間、職員の時間外勤務の管理が適正に行われているかどうか、お伺いします。

役場職員の皆さんの給与は、町民の皆様が納める税金が原資であります。定時に出勤したよりも定時から仕事に取りかかる、そのことが町民の皆様により理解していただけるはずであります。令和6年3月中旬より、朝礼と終礼については廃止と公平委員会にも資料提出がされているようであります。

また、休憩時間の取扱いについては、職員の皆さん独自の判断で休憩をしてみえるのか、あるいは勤務環境が害されているのであるならば、ぜひ是正する必要があると思います。管理職及び管理職以外の職員の皆さんの時間外勤務は、所属長等の了解が必要であり、岐南町事務決裁規程では所属長等が責任を負うことになっております。今回行われた機構改革等も踏まえ、就業環境の改善にどれぐらいつながっているのか等もお伺いしたいと思います。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 村山議員の2項目め、雇用管理上講ずべき措置の履行についての1番目のご質問、岐南町職員の懲戒処分についてお答えするに当たり、今後の一般質問における町の考え方も踏まえ、お答えをさせていただきます。

本事案につきましては、処分は既に適正な手続を経て完了しており、町としての対応も終了しております。

今回、ご質問のような個別事案に関する情報につきましては、殊さら職員の名誉やプライバシーに深く関わるものであり、既に処分が終わっているにもかかわらず、繰り返し議場で取り上げられることは、職員等のさらなる心理的負担や不利益などにつながるおそれもあるということを憂慮しており、ややもすると職場の就業環境の悪化にもつながりかねない案件であると懸念を抱くものでございます。

ここで改めて申し上げることではございませんが、議会という公の場においては、市政の建設的な議論を行うとともに、議会の品位や個人への配慮にも十分ご留意をいただくことで、共に尊重し合う関係性の構築につながっていくものであると考えております。

このようなことから、懲戒処分等の内容に関しましては、今後もプレス発表以上の詳細な内容は答弁いたしかねますことをご承知いただきまして、通告の際にご配慮賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今回、議員ご質問の懲戒処分の件につきましては、岐南町職員分限懲戒審査委員会におきまして、懲戒処分の指針に基づき処理がなされていること、また繰り返しになりますが、プレス発表以上の詳細情報を公表することができないことを申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 村山議員の2項目め、雇用管理上講ずべき措置の履行について、2番目のご質問、岐南町合同庁舎管理規則及び岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてお答えをいたします。

岐南町合同庁舎管理規則第4条には、出入口の開閉について、午前8時30分に開き、午後5時15分に閉じると規定して、岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条には、職員の勤務時間は1週間当たり38時間45分とすると規定しております。このため、庁舎の開庁時間を午前8時30分から午後5時15分までとし、職員の勤務時間につきましても同様としております。

庁舎の開庁時間につきましては、手続のDX化が進められてきたことなども受け、全国的に短縮する動きが見られ、県内自治体でも実施している自治体、試行的に実施している自治体、導入に向けて検討している自治体が増えてきております。

当町におきましても、開庁時間についての検討を始めており、来庁者や電話受付の件数を時間ごとに集計するなど、需要調査を実施しております。

現在のところ、開庁時間の短縮に向けた検討しておりますので、開庁時間を早める、または開庁時間を延長するフレックス制度の実施については検討いたしておりません。

3番目のご質問、人事制度就業環境の改善についてお答えいたします。

職員の休憩時間につきましては、岐南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条の規定により、1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとされており、原則12時から13時に休憩時間を置いております。昼休みの電話や来客対応は主業務とみなされ勤務時間に含まれますので、条例及び労働基準法に定められた休憩

時間が適切に運用できるよう、各所属において昼当番を設けるなど対応しております。

職員の時間外勤務の管理は、職員の衛生管理上、非常に重要な課題でございます。現在の運用といたしましては、時間外勤務を要する者は事前に所属長の承認を得て、時間外勤務が実施した後に所属長へ結果報告をします。1月の勤務時間外の累計が一定時間数を超えた職員については、業務状況及び今後の時間外勤務の見通しについて報告を受けることで、長時間労働が継続しないよう指導・監督を行い、適切に管理できるよう努めております。

過度な時間外勤務は、職員の心身や日常生活に悪影響を及ぼすことは明らかであり、ひいては行政能率に波及する問題であるため、職員の就業環境が悪化しないよう管理してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） ご答弁ありがとうございます。

では最初の処分の中身について再質問させていただきます。

処分者はプレスリリースの発表では岐南町長 後藤友紀というふうに記入しておりますので、当然私は後藤町長が回答してくれるものだと思っておりました。通告にも出しておりましたが、していただけなかったのは非常に残念であります。

再質問させていただきます。

この令和7年3月10日のプレスリリースについては、私は実はそんな質問する気がなかったのでありますが、やはりこういったのはその人の将来に関わる、この処分によってその人の人生を大きく狂わすことがあり得ると思って質問させていただきました。

そして、私がこの問題がハラスメントの3つの要素に該当するかどうか疑問に思いました。私なりに労働組合に詳しい人、あるいは労働基準監督署、労働局等に聞いて、このプレスリリースだけでは3つのハラスメントの要素に該当するかどうかということは甚だ疑問であると、そのようなご返答もいただきました。ただ、町は3つのハラスメントの3要素に該当するから処分した。これはこれで町の判断でしょうけど、一般的には皆さん、これがハラスメントに該当するかどうかということに関しては疑問に思ってみえるのが多いということを申し上げておきます。

そこで、私は加害者とか被害者の特定を望んでいるわけではありません。こういったことは、職員の働く場所の就業改善を害するようになる、あるいは職員の方が一生懸命働きにくい職場になることを危惧して質問しているわけであります。少しでも働きやすい職場になることを祈って再質問させていただきます。

先ほど、大半の人の話をしましたが、私、6月12日の行政とのすり合わせの、あるいは情報公開請求の内容、今、マスコミによる報道、あるいは労働組合問題等に精通した方、町民の方等のご意見、疑問等の精査を基に質問いたします。

パワーハラスメントには3つの要素を満たすものというのがあります。1つ目、優越的な関係を背景とした言動。2つ目、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動。3つ目、労働者の就業環境が害されること。今回の件はこの3つの要素を満たしているから処分ということだと思いたいますが、改めてお聞きしたいと思いたいます。

私は、実はこの問題についての情報公開請求をしたわけではありませんが、さきの議会の問題になりました、5分前出勤の朝礼の問題についての情報公開請求をした中に、このいわゆるハラスメント問題で出ていましたので、これを基にまた情報公開をやりましたが、質問します。

この情報公開請求した資料によると、令和5年6月15日に、勤務時間中の午前10時10分頃から職員4名が役場1階のモニターテレビで岐南町議会の中継の視聴をしていた。その際、〇〇が監視しており注意はなかった。6月19日〇〇と〇〇から呼出しを受け、テレビ視聴の事情聴取があった。6月23日、多分被害者の方だと思いたいますが、この一連の対応がハラスメントに当たると思いた、ハラスメント相談窓口に申出を行いました。そして、6月27日、相談員による面接を受けました。なお、要求者は、被害者は、勤務時間中のテレビの視聴については処分等の不利益を受けてない。これは情報開示請求した資料に出ております。

私、これ先ほど皆様に示しましたこの事案概要の、業務上必要のない職員の報告行為というのは本当によく分からなかったもんですから、またもう一度確認をする意味でより調べた結果、今回の場合は勤務時間中にテレビを見ていた行為を職員が幹部職員に報告したことが該当するという理解でいいのかどうか、ご確認します。

また、6月19日の事情聴取では、テレビ視聴の職員が4人全員になされたのか、あるいはさらに一連の対応から考えると、複数人の加害者、被害者が考えられるような気がしますが、その点どうなのかをお伺いします。

そして、報道機関の対応についてお伺いします。

プレス以上の発表はないというお話でしたが、ヤフーニュース等によりますと、それ以上のことが出ております。

要は、なぜそんな話が出ているのか、私も甚だ疑問ではありましたが、2020年の前町長の就任からこういった業務命令が出されていた。そして今回、2023年のこのテレビ視聴のことが問題になったわけですが、その中で私が問題にしたいのは、そのここに出てくる男性職員は、前町長の命令とはいえハラスメントに認定されて反省してい

る。今後はしない。私、この記事が非常に注目されなければいけないことだと思っています。この記事は、総務課のマスコミ対応の職員が情報を提供したことでいいのかお伺いします。

先ほどのご答弁ですと、プレス発表以外のことは提示していないようなことを言っていました。なぜこんなような記事がヤフーニュース等に出ているのか。ヤフーニュースのコメントも結構反響があったところであります。

4つ目、処分を受けた職員及び管理職の処分について伺います。

さきも述べましたように、一般的に上席である管理職の人も処分の対象になる。これは過去の固定資産税の問題等でもありました。しかし、今回はその上席者の処分はありませんでした。いわゆる処分はより一層慎重に行われないと人権問題にもなりかねません。さっきも述べましたように、その後の人生の影響も計り知れないと思います。

処分をした町長にお聞きします。

今回の件は、働きやすい職場環境構築に必要なかどうか、管理職の処分があったかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（櫻井 明君） 服部総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 村山議員の再質問1項目め、今回の件はパワーハラスメントの3要素を満たしているから処分となったのかについてお答えいたします。

厚生労働省の発出している職場におけるハラスメントに関する関係指針に則し、ハラスメント防止委員会においてハラスメントを認定しております。3要素を満たすとの判断の下、認定されたものでございます。

再質問の2項目め、勤務時間中にテレビを見ていた行為の報告が該当するのか、また、複数人の加害者、被害者が考えられるがにつきましては、公表すべき内容ではございませんので、答弁は控えさせていただきます。

再質問の3項目め、報道機関の対応につきましては、報道機関に対し、総務課職員が処分の趣旨を一般的に説明したものでございます。

再質問の4項目め、管理職の処分についてはあったのかについてお答えをいたします。今回の処分は、法令及び条例に基づいて適切かつ妥当な判断をいたしましたものでございます。

なお、処分の公表につきましては、原則戒告以上の懲戒処分を対象としております。このため、この場での上司の処分いかんについて答弁させていただくことは差し控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4 番 村山博司議員。

○4 番（村山博司君） ではちょっと再々質問させていただきたいと思います。

名誉やプライバシーに関わるもの、また心理的負担や不利益などにつながるおそれがあるものは情報公開をしないということで確認をさせていただきたいと思います。また、プレス発表以上に詳細情報を公表することもない、できない。これはこれで当然今後もそうされるであろうと思い、私は承知をします。

ただ、私は、先ほど副町長が言われた品位、個人への配慮を求めるのであれば、加害者と言われる職員に配慮をされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

私は、この処分を下したことに、行政がやられたことですから異を唱えることは私も不適切かもしれませんが、私はこれは不利益と、いわゆる不当処分ではないかと思い、質問させていただいたわけであります。その辺をご理解させていただきたいと思います。

公務員は、法令に従い、上司の職務上の命令に忠実に従う義務があると思います。上司の職務命令遂行に忠実に対処して、これは処分されたのであれば、私はこの職員は気の毒で仕方ありません。こういったことも踏まえて、職場のモラルあるいは機構改革等を行ったわけですから、その辺をきっちりしていかないと、今後はどう対処して、困るような仕組みが出てくると思います。

改めてお聞きします。

機構改革等を踏まえて、もう一度この処分が適当であったのか確認をしたいとともに、先ほど今述べたことについて、お答えしていただけたらと思います。

以上で再々質問を終わります。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 村山議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど総務部長がお答えしたとおり、今回の処分につきましては、法令及び条例に基づいて適正かつ妥当な判断をいたしましたものでございます。

現在、その後、職員からの不服申立てはございませんし、議員ご心配をいただいておりますけれども、当職員に対する、個人に対する配慮を私から議員に対して求めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（櫻井 明君） 4 番 村山博司議員。

○4 番（村山博司君） これ以上質問することはできないので次に移りますが、やはり人権問題に関することですので、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

では、通告に従って次の質問に入ります。

環境問題について質問します。

いよいよ待ったなしで、ごみ有料化問題が来年4月1日から始まります。

町民の皆様からも様々なご意見あるいはご心配があります。

ただ、この前3日間、板橋部長等からのあれで、住民に対しての説明会もありました。これはこれで本当に町民の皆様が関心を持たれて、3会場、500人程度以上の人が見えたというふうにお伺いしております。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

ただ、これだけで終わるのではなく、今後もやはり説明会等を増やして、住民の皆さんの納得ができる施策にしていかなければいけないのではないかと考えております。

ただ、残念なことに町長は出席されてみえませんでした。住民の中からの声は、町のこれは重大な特命事項であると、一部だけに回すものではなく、あるいは福祉の問題、あるいは総務の問題、いろんな部に関する問題がかみ合っております。やはり最高責任者の町長の生の声を聞きたいし、生の質問をしたいと、そしてより理解を深めたい、そのような町民の声もいただきました。

今後どのようにこの住民の人に分かりやすく丁寧に説明されるか見ものでありますが、期待をしたいと思います。

ごみ出しはライフラインの一つであり、非常に重要な問題であります。今後のスケジュールにおいて、町民の皆様の利便性を考慮し、見直しが必要であります。先ほども申し上げましたが、福祉部門との連携等いろんなことが出てくると思います。特に生活の支援策も併せてお聞きしたいと思います。

1つ目、資源ごみ回収による町の収入についてお伺いします。

2つ目、拠点回収の導入による効果、対応策についてお伺いします。

最後に、岐南町廃棄物処理対策協議会からの提言書を基にした町の取組についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 村山議員の3項目め、環境問題についての1番目のご質問、資源ごみの回収による町の収入についてお答えいたします。

町では現在、リサイクル資源として、瓶類、缶、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装類、紙・古着類、紙製容器包装類、雑紙などをエコステーションと自治会ごとの回収にて行っております。

資源ごみの買収による町の収入については、令和6年度は年間で約639万3,000円でございます。主な内訳といたしましては、アルミが年間で約13トン、約288万円の収

入、鉄が年間約60トンで197万円の収入があり、この2種類の収入で全体の75%を占めております。次に多いのがペットボトル、それから段ボール、雑誌等の紙類、続いてガラス類となっております。

次に、2番目のご質問、拠点回収の導入による効果、対応策についてお答えいたします。

本町におけるごみの課題の中に、近隣市町のごみの流入の懸念、また環境美化監視員や自治会の負担がございます。

岐阜県内42市町村のうち、可燃ごみは、本町と岐阜市を除く全ての市町村で有料化が行われており、粗大ごみについては、本町を除く全ての市町村で有料化が行われております。

近隣市町でごみの有料化が進められている一方、本町では無料でごみを排出できるため、近隣市町からごみが流入しているのではないかとといった苦情やご意見が多く寄せられております。燃える大型ごみ、不燃ごみなど粗大ごみ、プラスチック製容器包装類、瓶、缶、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、紙・古紙類、古着類、紙製容器包装類、雑紙などのリサイクル資源、緑ごみについては、自治会ごとの回収にて行っておりますが、回収日には町から委嘱している自治会の環境美化監視員、自治会長、自治会役員を中心に、立ち当番による管理に努めていただいております。長年にわたり地域の皆様のご協力もあって、町の環境美化が図られてきました。

しかし一方で、回収日は年間42回であり、当番の方への負担が大きく、現在のやり方では今後継続していくことが困難となっております。

自己搬入施設の導入は、これらの課題に対応するもので、近隣市町のごみの流入を防止し、自治会ごとの回収日も減少できることから、環境美化監視員や自治会の負担軽減が図れることを期待しております。

また、令和8年4月からごみ処理を有料化することに伴い、粗大ごみについては10キロ当たり200円の手数料をご負担していただくことが、ごみの重さの計量のため、町内に1か所自己搬入施設を設け、拠点回収として行うものでございます。

次に、3番目の質問、岐南町廃棄物処理対策協議会からの提言書を基にした町の取組についてお答えいたします。

ごみ処理に係る町の課題の解決を図るため、有識者や町議会、地域住民などにより岐南町廃棄物処理対策協議会が設立され、課題の整理や有料化の対象とする品目の整理、料金検討が行われてきました。

令和6年10月、岐南町におけるごみ処理の基本方針についての提言書が協議会より町に提出されました。

協議会からの主な提言は、ごみ処理手数料について、可燃ごみについては周辺市町のごみ袋価格などを踏まえ、45リットル1袋当たり50円とすること。燃える大型ごみと不燃ごみは粗大ごみに統一し、拠点回収場所に持ち込む場合、10キロ当たり200円とすること。事業系可燃ごみ、事業系粗大ごみは、処理費用原価相当額の負担を求めること。ごみの分別回収方法について、粗大ごみの拠点回収方式を導入することを基本とし、拠点へ持込みができない方への配慮を実施すること。指定ごみ袋の購入場所について、住民サービスの向上のため近隣市町の店舗でも購入できるよう、購入場所の拡充を求めることとございます。

町では、協議会からの提言を受け、また自治会の在り方検討会や環境美化監視員、またパブリックコメント等の意見を踏まえ、令和7年3月、岐南町ごみ有料化の基本方針を定めました。

主な内容は、協議会からの提言のとおり、令和8年4月から有料化を導入すること。家庭ごみ45リットル1袋当たり50円、30リットル1袋当たり30円とすること。事業ごみは可燃ごみ、粗大ごみ10キロ当たり各200円とすること。不燃ごみ、燃える大型ごみ、緑ごみは自治会ごとの回収を終了し、拠点回収とすること。紙類、古着類は自治会ごとの回収を終了し、エコステーションや民間の回収ボックスを活用することとございます。

令和7年3月、岐南町議会定例会においてご審議いただき、基本方針で定めた有料化の金額を規定した岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例が改正されました。この条例は、令和8年4月1日から施行するものとございます。

令和7年10月からごみの出し方が変更になることに伴い、新たに設置する自己搬入施設について、予約や利用方法、また高齢者のみ世帯など自己搬入施設の利用が困難な方への対応を含め、現在準備を進めているところでございます。

特に、燃える大型ごみについて、自治会ごとの回収が終了することから、今後終了に向け、多量の燃える大型ごみが排出されると予想されます。回収場所からあふれて道路を塞いだりすることのないよう、多量ごみ対策について強化してまいります。

また、令和8年4月からの有料化に伴い、新たな指定ごみ袋の購入場所の拡充についても、サービス向上の観点から近隣市町でも購入できるよう進めてまいります。

今後につきましても、ごみの有料化やごみの出し方に伴う情報提供に努め、ごみの減量に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 4番 村山博司議員。

○4番（村山博司君） 基盤整備部長、どうもありがとうございました。

では、最後の質問に入ります。

地域経済課題解決に対する町長の方針や具体策をお伺いいたします。

中小企業支援の今後についてお伺いいたします。

私、昨年9月議会で岐南町中小企業・小規模企業振興基本条例について、町の考え、取組についてご質問いたしました。

現在、あらゆる分野で人手不足が生じており、人口減少によって人材確保が深刻な時代に突入しております。

喫緊の様々な経済問題に対して取組を伺いたいと思います。

町だけに任す、国だけに任せるのではなく、あるいは県だけに任せない、やはり町独自の政策というの也要えなければいけないのではないかと申て質問させていただきます。

我が国は、事業者の約99.7%が中小零細企業を占めておりますが、岐南町商工会に加入していない中小零細企業の割合は一体どれくらいあるのか。

また、商工会法で定められた商工会の公的役割は非常に重要ではありますが、商工会以外の、例えば企業組合だとか、任意の同業者団体、岐南町に本部機能を置かない協議団体、あるいは広域に展開している個人のフランチャイズ店など、地域経済を支えている他の経済団体に対する支援も公平に行うべきであります。経営基盤が脆弱な、とりわけ個人事業主であれば、なおさら育成支援が必要ではないかと思ひます。

税収の増加は町を豊かにします。条例の趣旨を踏まえた町長の経済ビジョンをお聞かせください。

前回の中小企業振興条例の質問の際の答弁で、経済対策に特化した新たな部署を設置しないとのことでしたが、私、県内他の各自治体を見てもみると、時間の関係上、詳しくは申し上げませんが、産業振興課あるいは商工課、経済政策課、企業誘致課など経済振興の専門窓口がございます。私も会社を営んでおりますが、例えば異業種交流会の開催の少なさや、あるいは雇用対策や人材確保といった喫緊の課題を解決する部署の設置は、事業者の販路拡大のみならず、地元雇用を望む町民にとっても大きなメリットにつながります。経済がうまくいけば、いろんな、福祉の問題も解決することは目に見えてあります。こういった専門部署の設置というのは、また役場職員のスペシャリスト化も期待できると思ひます。

これらの地域経済の課題解決に対する町長の方針や具体策をお聞かせください。以上です。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 村山議員の4項目め、町長の考える経済ビジョンについてのご質問、中小企業支援の今後についてお答えいたします。

地域経済の基盤を支える中小企業・小規模事業の企業の振興は、本町における重要施策の一つです。平成29年には岐南町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、地域に根差した事業活動の持続的な発展を支援してまいりました。

しかし、近年は少子高齢化の進行や後継者不足、デジタル化への対応、さらに原材料費やエネルギー価格の高騰といった事業継続に関する多くの課題に直面していると認識しております。

このような状況の中で、本町の商工分野に対する直接的な予算措置には一定の制約がありますが、地域事業者の支援拠点である岐南町商工会、町内商工業者加入率64%でございますが、に対し補助金を交付し、経営支援や地域振興に関わる各種事業活動を支援しています。

本年夏には、町内中小企業の販路拡大や売上向上を目指して、実務的かつ実践的な内容を盛り込んだセミナーの開催を予定しています。当該セミナーは、商工会員、非会員どなたでも参加でき、他の事業所の成功事例を共有することにより、参加者が有効な施策の具体的な活用方法を学び、自らの事業経営に資する知見を得られるよう企画を進めています。

セミナー終了後には参加者にアンケートを実施し、関心分野や抱える課題、今後求められる支援内容を把握、分析した上で、その結果を踏まえた実践的な研修プログラムを検討してまいります。これは、関心の高いテーマを中心とした研修を年四、五回程度のシリーズ形式で実施するもので、将来的にはより専門的かつ継続的な経営支援を提供できる体制につなげていければと考えます。

議員ご提案の専門部署設置につきましては、現在のところ予定はございませんが、担当課であるまちづくり推進課が業務を担わせていただきます。

引き続き、地域中小企業、小規模企業が持続的に成長できる環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 議長よりご指名をいただきましたので、答弁をさせていただきますというふうに思います。

私の思いはしっかりと各領域の部長が受け取った上で、責任を持って意思決定をし実践をいたしておるところでございます。先ほど部長がお答えをしたとおりでございますので、部長の言葉は私の言葉と思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 3番議員 長谷川です。

通告に従いまして、大きく6項目を分割質問方式にて質問させていただきます。

1つ目、自治会DX。

先日、地域の方とお話しする機会がある中で、自治会長になると、いろいろな手続が面倒くさいなあというお話がありました。絆づくり交付金の申請や活動報告、住民からの各種要望の対応など、自治会長の仕事は多忙を極めます。

そこで1点ご質問させていただきます。

自治会からの申請や要望などをオンライン化する考えはありますか。

よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 長谷川議員の1項目め、自治会DXの1番目のご質問、自治会からの申請や要望などをオンライン化する考えはあるかについてお答えいたします。

これまで自治会からの申請や要望は、主に紙による提出や窓口での対応が中心でした。しかし、現在はそのほとんどをメールなどによる提出も可能としており、柔軟な対応を図っております。

ただし、自治会からの絆づくり交付金などの請求書の提出を伴う手続につきましては、条例上、自治会長の押印が必要となるため、引き続き紙による提出をお願いすることとなります。

今後も自治会の皆様からのご意見も伺いながら、誰もが安心して利用できる、使いやすい円滑な手続の仕組みづくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、1点再質問させていただきます。

オンラインでもできるということは分かりました。

ただ、L o G oフォームやグーグルフォームなどを使って、もう申請自体をフォーマット化しちゃえば、ダウンロードする手間とかも省けたりするので、今後は、そういう要望とかありましたら、そういうこともご検討していただければなと思います。

ます。

再質問に移りますが、電子回覧板やアンケート機能のついた自治会アプリの導入などを図る自治会が全国で増えていきますが、今現在、岐南町において、さらなるDX化について、何か考えていることはありますか。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 長谷川議員の再質問についてお答えいたします。

ご質問の電子回覧板などの導入につきましては、現時点で、町として導入の予定はございません。

その理由といたしましては、まず、電子回覧板の導入には一定の設備投資やシステム整備が必要となるほか、住民の皆様幅広くご利用いただくための環境整備、具体的にはインターネット環境や情報機器の普及状況、さらには操作に対する習熟度の差といった課題がございます。特にご高齢の方をはじめ、デジタル機器の利用に不安を感じておられる住民も多くおられる中で、回覧板という地域に根づいた情報伝達手段を一足飛びに電子化することには慎重な対応が求められると考えております。

また、現在の紙の回覧板につきましては、地域の自治会等のご協力により比較的円滑に運用されており、町としてもその実効性について大きな支障があると認識しておりません。

地域のつながりや声かけの機会としての側面もあることから、単なる効率性のみをもって電子化に踏み切ることは、地域コミュニティの在り方にも影響を及ぼしかねないと懸念しております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 自治会アプリの一番いい点は、そういうやっぱり災害時に安否確認とかができる点というのは、すごくいいと思いますので、今後、そういう機会があれば導入も検討していただければと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

中途採用改革。

最近ニュースで、全国最年少町長である埼玉県鳩山町の小川知也町長の施策が話題になりました。

どんな施策かというと、民間企業の方も受けやすくするために、中途採用の対象年齢の引上げ、庁舎内にキッズスペースを設ける、筆記試験のオンライン化などをしたということです。

これにより、2024年4月に行われた一般職の中途採用では、若干名の募集に対して例年の10倍となる70人の応募があり、そのうち69名が町外からの応募者でした。現

在、大企業や上場企業などは、初任給が30万を超える企業も出てきており、民間との人材獲得競争は激しさを増すばかりです。

そこで1点質問させていただきます。

岐南町において、中途採用の改革を進める考えはあるか。

○議長（櫻井 明君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 長谷川議員の2項目め、中途採用改革についての1番目のご質問、中途採用の改革を進める考えはあるかについてお答えをいたします。

本町といたしましても、就業経験を持つ即戦力となり得る人材の採用は非常に有益と考え、中途採用の改革を進める考えは当然あります。令和6年度は、5年ぶりに会計年度任用職員の事務員採用試験を実施し、5名の中途採用をいたしました。

昨今、社会全体で人手不足と言われ、地方自治体においても職員の確保が年々難しくなってきており、岐南町も例外ではございません。また、終身雇用制度の衰退や若年世代の意識変化などにより、転職が当たり前の時代になりつつあることから、転職希望者も年々増加していると認識しております。そういった社会情勢の中、民間企業や公務員の経験を持つ優秀な人材を採用するため、今年度より新たな取組を始めております。

具体的な取組の1つ目といたしましては、例年2回、翌年4月1日採用の試験を実施しているところに加え、公務員経験を有する方を対象に、10月1日の採用を目指した採用試験を導入いたします。また、第2回目に募集する社会人経験者の採用につきましても、内定者と相談の上、年度途中での採用を可能とすべく、準備を進めているところでございます。

なお、申請方法につきましても、オンライン申請を導入し、出向かなくても申込みが可能となるよう利便性を向上したところでございます。

2つ目に、職員募集の周知方法につきましても、町が中途採用を実施していることを広く知ってもらうため、広報紙に職員採用に関する特集ページを組み、SNSを活用した案内とホームページ内の職員募集ページを充実させることに加え、転職求人サービスを試験的に導入することといたしました。転職求人サービスの利用に一定の効果が認められれば、今後、こういった求人サービスの利用について、本格導入をしてまいりたいと考えております。

3つ目に、民間企業などに在職中の転職希望者の中には、公務員試験用の学習が必要になる筆記試験にハードルの高さを感じているという意見がございます。このため、筆記試験の内容を見直し、社会人経験者の採用枠の応募者には、従前の一般教養試験ではなく、特別な公務員試験対策が不要な職務基礎力試験を導入しております。

地方自治体の中にも、一般教養試験を廃止し、民間企業と同じテストセンター方式のSPI3と呼ばれる適性検査に試験内容を切り替える団体が見受けられるようになってきました。この方式は、指定期間内であれば、応募者が希望する日時に全国にあるテストセンター会場で受験することが可能で、民間企業などに勤めながら転職を考える方にとって、より受験しやすいものでございます。

町といたしましても、次年度以降、このSPI3の導入を検討することとし、これからの取組を積極的にアピールすることで、多くの受験者と優秀な人材の確保につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 今、求人サービスの利用を試験的にやってみるというお話とありましたが、どんどんそういう新しいことにチャレンジして、何とか人材獲得競争に勝っていただければと思います。

続きまして、3つ目の質問に移りたいと思います。

参加しやすい町民スポーツ大会を目指して。

現在、自治会対抗のスポーツ大会は、野球、ソフトボール、バレーボールが行われています。しかし、野球とソフトボールは似ている競技ですので、野球をバスケットボールやフットサル、またはモルックなどの競技に替えてみてはどうかという意見もあり、私もそうかなと考えます。

また、この4年間、参加してみて思うことは、野球はかなり経験者と未経験者の差が影響するので、現状、経験者の大会になってしまっているの、少しちょっと残念かなという感じもします。

そこで1点質問をさせていただきます。

町民スポーツ大会の種目を変更すべきと考えるがどうか。

○議長（櫻井 明君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 長谷川議員の3項目め、参加しやすい町民スポーツ大会を目指しての1番目のご質問、町民スポーツ大会の種目を変更すべきと考えるがどうかについてお答えいたします。

本町におきましては、岐南町第6次総合計画の基本政策「みんなが健やかに楽しく暮らせるまちづくり」に基づき、誰もがスポーツを楽しみ、体力づくりや健康づくりができるよう、スポーツ協会をはじめ関係団体などと連携し、スポーツイベントや講座の充実に取り組んでいるところでございます。

岐南町スポーツ協会は、広く町民にスポーツ・レクリエーション活動を普及・奨励し、健康で明るく楽しい生活の確立と体力づくりを図ることを目的として事業を推進

しております。そして、目的を達成するため、野球やソフトボールなど10のスポーツ大会を定期的を開催しております。

野球とソフトボールの両競技は、ピッチングスタイルが異なること以外、ダイヤモンド型のフィールドで行われるチームスポーツであり、基本的なルールやプレイスタイルは共通点がある魅力的なスポーツであります。しかし、両競技に関わらず、スポーツ競技は、競技経験者は基本的な技術や戦術を理解しており、経験者と未経験者の差は影響を及ぼすと思われます。協会が開催しているソフトボール大会は、実施要項に「高校生・野球部及びソフトボール部に所属している大学生を除く」ことを参加資格としており、参加者全員が楽しめるルールづくりをしております。

議員ご提案の町民スポーツ大会の種目を変更することにつきましては、町が主催する大会ではございませんので権限はありません。しかし、誰もが参加しやすい大会にすることは、スポーツを気軽に楽しむことができますので、提案につきましては協会にお伝えいたします。

町といたしましても、町民が心身ともに健康に暮らすために、関係団体などと連携を深め、引き続き生涯スポーツに親しめる機会の充実に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、1点再質問させていただきます。

町には種目選択の権限がなく、スポーツ協会に権限があるということは分かりました。

そこで1点質問させていただきます。

これはバスケットボールというわけじゃなくてどんな種目でもいいんですけど、あえてバスケットボールというふうにいいますが、仮にバスケットボールが新しい種目となるためにはどうすればよいのかということを質問させていただきます。

○議長（櫻井 明君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 長谷川議員の再質問、バスケットボールが種目となるためにはどうすればよいかについてお答えいたします。

先ほども答弁いたしました、町民スポーツ大会はスポーツ協会が主体となり開催しております。協会に確認したところ、大会の種目を変更することはできませんが、バスケットボールなど新たな種目の大会を開催するのであれば、協会に加盟する団体を設立し、審議することなど必要であるとのことでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 現在、そういうスポーツ連盟がある競技を選んで自治会対抗のスポーツ大会にしているということでしたので、私の地域で、バスケットボールを種目にしたらいいんじゃないかという声があったんですが、まずはスポーツ連盟を設立してからという話ということが理解できました。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

4項目め、交番（派出所）の増加を。

現在、岐南町内の交番の数は1か所だけです。ここ最近、強盗事件也多発しています。私の知り合いだけでも2件、空き巣の被害に遭っています。以前、渡邊議員が一般質問で交番の増設を呼びかけていましたし、私も党内の要望をまとめる折には、交番の増設をお願いしてきました。しかし、現状、何も変わっていません。

そこで1点質問させていただきます。

交番を増やすべきと考えるがどうか。

○議長（櫻井 明君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 長谷川議員の4項目め、交番（派出所）の増加をのご質問、交番を増やすべきと考えるがどうかについてお答えいたします。

交番は、私たちにも身近な警察の施設として各地に設置されております。本町においては、伏屋の地域内に1か所設置されており、日頃から、各種事件・事故の対応、パトロールなどにより、町民の安全・安心な生活の維持にご尽力いただいていることに感謝申し上げるところでございます。

治安の維持は、町民の安全・安心な生活を守るために非常に重要な課題であります。議員ご承知のとおり、空き巣などの犯罪が多発している現状を鑑みますと、交番の増設については大変有意義なものと認識いたしております。

ご質問の交番については、警察法において警察署の下部機構として設置することができる旨規定されているほか、地域警察運営規則（国家公安委員会規則）において、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件・事故の発生状況等の治安情勢に応じ、設置することとされております。

岐阜県においては、令和5年10月に、岐阜県警察において岐阜県警察交番・駐在所整備指針が策定され、県内の人口減少・高齢化への対応、施設の機能保全・再整備や必要性等の観点から、令和5年4月1日現在、226施設ある交番・駐在所は、特に駐在所の設置や運用を中心に見直すこととなり、令和15年度をめどに、施設数が170施設程度となる見込みが示されました。

岐南町の刑法犯認知件数につきまして、直近10年の推移を見ますと、減少傾向にありますが、令和5年、令和6年と増加傾向にございます。町といたしましては、岐阜

県における交番・駐在所の施設整備指針について承知しつつも、現在、人口が微増している地域でもありますので、パトロール体制の強化などと併せて交番の増設についても岐阜羽島警察署などに働きかけをしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 私はこの4年間で、こういう交通事故対策とか、用水路の安全対策とか、あと子育ての病院を誘致とか、いろいろやっぱりこういう犯罪に巻き込まれるとか、交通事故に巻き込まれるとか、不慮の医療事故で亡くなるとか、こういう何の罪もない人が命を落とすということを非常になくしたいなという思いで議員活動をやっているわけでありましたが、何とかこの、今、県が派出所を減らすという考えは知らなかったものですから、それはもう県の方針なので致し方ないとは思いますが、人員を増やしたりすることは、警察官も今、成り手不足で厳しいですが、私もそういう活動をしていきますし、町としてもそういう人員を増やす、交番を増やすという意識を持っていただければありがたいなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、5番目の質問に移らせていただきます。

信号機なしの横断歩道は歩行者優先。

ここ数年、ちょっと思っていたことなのですが、信号機のない横断歩道は歩行者が優先という交通ルールがあります。にもかかわらず、停車しないドライバーが多いなと感じます。本来は、町としてどうするかという問題ではなく、警察や公安委員会、国の問題であるということは重々承知の上で、あえて今回はこの問題を取り上げました。

例えば、役場にそういう啓発の垂れ幕をかけたりとか、広報紙で取り上げる、回覧板で注意喚起のビラを回す、町公式ホームページ上で啓発などをする等、町として取り組むことができる施策もあると考えます。岐南町が交通事故対策に本気の町であると感じてもらえたら、後藤町長が唱える選ばれる町に近づき、岐南町に移住しようか迷っている方への一押しになるかもしれません。

そこで1点質問させていただきます。

町としてこの問題に取り組む気概はあるか。

○議長（櫻井 明君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 長谷川議員の5項目め、信号機なしの横断歩道は歩行者優先の、町としてこの問題に取り組む気概はあるかについてお答えいたします。

議員ご質問の信号機のない横断歩道での歩行者優先については、道路交通法第38条

において、車両などは、横断歩道または自転車横断帯に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者または自転車がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならないと定められております。

岐阜県においては、平成30年から「シマシマ作戦」と称して、横断歩道は歩行者最優先と正しい横断の徹底に向けた取組を推進しており、原則毎月11日を「県下一斉横断歩行者等妨害等違反取締り強化日」と指定して、指導・取締りが強化されております。

このような取組の効果か、日本自動車連盟（J A F）による信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査によりますと、平成30年における岐阜県の一時停止率は2.2%で全国順位41位でしたが、令和5年には75.2%で全国順位3位まで改善されております。

町といたしましては、岐南町交通安全協会の西支部、東支部と連携を図り、定期的を実施する街頭指導において、横断歩道の利用に係る交通ルール遵守の呼びかけ活動を実施いたしております。議員の皆様におかれましても、交通安全に関わる街頭指導等、積極的にご参加していただきたいことをお願い申し上げます。

また、ドライバーの意識改革についても、啓発活動を通じて実現可能であると考えております。そのため、岐阜県における取組などを参考に、SNSやホームページ、LINEなどにて交通安全に関する啓発を配信し、町内の一旦停止の向上に努めてまいります。

さらに、ハード面における横断歩道の整備といたしまして、ドライバーの視認性を確保するためのカラー舗装やポストコーンの設置を施し、横断歩道前での一旦停止を促す手だてを講じてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 今回、この一般質問の通告をして、早速、6月11日にシマシマの日ということで、町の公式LINEのほうで、この啓発のほうを基盤整備部が発信していただきましたので、この場を借りて御礼を申し上げますので、引き続き、本当に岐南町は、中学校の通学路もそうですし、小学校の通学路でも、非常に信号機のない横断歩道が結構ありますので、先ほど言われましたJ A Fも、そのていで、30年に岐阜県がやって41位から3位になったという実績がありますので、こういう啓発を

していけば減るんだということで、引き続き町一丸となって取り組んでいければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

6. 学校選択制（特定地域選択制）の導入を。

伏屋地区に住まわれている方の一部には、東小よりも北小のほうが近い児童がいると思います。また、三宅の一部には、北小よりも東小のほうが近い児童がいると思います。ほかの地域でもあります。そういった方々には学校選択の自由があってもいいんじゃないかと考えます。いわゆる特定地域選択制の導入ということです。全国的に見ても導入している地域を度々見かけます。

そこで2点質問させていただきます。

1つ目、現在、学校選択に関しての相談はどのくらいあるのか。

2つ目、特定地域選択制を導入してはどうか。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 長谷川議員の6項目め、学校選択制の導入について、2点のご質問をいただきました。順次お答えをいたします。

初めに、令和7年度に向けてということで、学校選択に関する相談でございますが、この件については相談はございません、現在のところ。しかし、個別の対応をしている件はございます。

例えば、現在、指定学校の変更ということで、岐南町民の方ですけれども、笠松町の学校に通っている児童・生徒が3名おります。その内訳は、今後、笠松町のほうへ転居予定ということで、先にその学校に通う児童・生徒が1名、そして祖父母宅に帰宅をするための2名、という方がいます。岐南町の町内においても、指定学校変更は2名おります。内訳は、祖父母宅に帰宅するための1名、その他配慮、ちょっとここでは詳しくは申し上げられませんが、1名という状況でございます。

指定学校変更をする申立てについては、今申し上げましたように、子供の保護監護への配慮が必要な場合であるとか、あるいは特に教育的な配慮が必要な場合を含めて、計4点ほどの申立て基準がございます。その申立てがあった場合は、その基準によって認められるという場合は、期限を限定し、約束事項を守っていただくことを条件に許可をしております。

続きまして、特定地域選択制についてお答えをいたします。

長谷川議員からのご示唆は、特定地域選択制度の中の通学距離が指定学校より他の学校のほうが近くにある地域の規定に関わることでございます。この制度の指定を受けた地域に住む児童・生徒や保護者は学校を選択できるようになります。少しでも通

学距離が短いほうを選んだり、あるいは通学路の安全状況によって、あえて距離は遠くとも通学の安全を優先したほうがいいと考えられる方もいらっしゃいます。これは、この考え方は非常に有意義な考え方だというふうに思っています。

一方で、学校を選択する時期は、学校・学級の設置条件というものがございまして、その関係で、おおむね年長児の10月が期限と想定されます。就学前の幼児や保護者がそのタイミングで決めることができるのか、あるいは、ほかにも選択制度を導入することによって、地域の子供会や通学班をどのように二分するのか、児童・生徒の安心・安全を見守り続けている地域の皆様の対応についても、分断や過重負担にならないよう、そうした配慮が必要となってまいります。

さらに、公正・公平を考えると、伏屋地区や三宅地区以外にも、羽島郡二町の中には通学距離の遠近が逆転している校区も散見されます。

文部科学省が示す手順の中に、地域やPTAの総意等がある場合は検討し、調整区域として設定し、弾力化を検討するとあります。そのため、今後、地域やPTAの総意があれば、まずは調査を行い、検討していきたいということを考えております。

この制度としては、これまでお答えしてきたとおりでございますが、もう一つ、地域コミュニティという視点から見たときに、この制度はどうなのかということを考えます。

現在、教育委員会といたしまして、学校運営協議会や青少年育成町民会議で、地域の力を子供たちに届けていただくこと、そして子供たちができることを地域に届けるということ、子供と地域が双方向につながる取組について重点を置いて取り組んでおります。その背景には、近年、地域コミュニティの希薄化が見られ、改めて地域再建の声も聞かれております。子供の活動に大人が参加をすることで、大人同士がつながる機会となることも多くあると考えます。学校単位での活動の場合は、子供の登校先が異なっていた場合、地域がまとまる機会は減少する可能性もございします。

教育委員会といたしましては、地域づくりの一環として、校区の存在、そうした視点もこの制度の導入に関わっては重要ではないか、そんなことも考えております。以上でございします。

○議長（櫻井 明君） 昼食のため、ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時からいたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井 明君） 皆さんおそろいです。休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に1つご案内申し上げます。質問順番1番の村山議員の先ほどの質問事項2、雇用管理上、講ずべき措置の履行についての1つ目の質問、岐南町職員の懲戒処分についての中で、議員から———との発言がありました。この発言は事実と相違し、不適当と認められるので、議長において発言の取消しを命じます。以上、ご承知おきください。

なお、このことについて、当該村山議員のほうもご承認いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

では、一般質問を続行いたします。

7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） 7番議員 松原でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今任期中、最後の一般質問をするに当たり、今までのいろいろなことが関連して質問となっているものもありますのでよろしくお願いいたします。

質問内容としては、町の財政面についてや、5年後、10年後、またそれ以降のことを考えたときに、留意すべきことと私なりに思うところです。

それでは、大きく3項目を分割にて質問させていただきます。

1項目め、予算の効果的な使い道についてお尋ねします。

町の財政規模も人口増加や多くの負担増などの影響もありますが、年々大きくなってきています。高度成長期においては、社会や生活を支える基盤となるインフラ、例えば道路や水道、下水道、そのほか災害対策など、安全・安心な生活を送るために必要不可欠なものであり、整えていかねばならないもので、これにかかる費用負担の割合が大きかったと思います。

これらは年々順次整備されていきましたが、一度出来上がれば、後は何も負担がないというわけにはいきません。道路が傷んでくれば補修整備、水道管などは地震に備えて耐震化など、安全に機能し続けるための維持管理など、これらにかかる費用負担としては継続してかかってくるものです。

さらに近年においては、物価の上昇が大きく、同じ金額の予算を組んでもやれる範囲が狭まってきています。人件費においても同様に考えられます。そういった要因を基に、限られた予算の中で無駄のない使い方を徹底しなければなりません。

そこで今回は、金額については大小は関係なく、実際にあった3点についてお尋ねします。

1点目、減額した町長の給与の使途についてお尋ねします。

町長の報酬減額分33万5,000円は何に使われたのでしょうか。また、その成果はど

のようだったでしょうか。

2点目、厩舎跡地活用の調査・研究の成果についてお尋ねします。

笠松競馬場の厩舎移転に伴い、岐南・笠松両町にまたがる大きな土地についての研究費用として300万円ほどありましたが、これについての成果などはどのようなようだったでしょうか。

3点目、国民健康保険・介護保険の給付増大に対する取組についてお尋ねします。

近年の物価高が大きく、生活するに当たり、食料品など生きていくのに直結するものなど全てにおいて値段が上がり、最近では米の値上がりが倍以上になるなど、その他世の中全てのものが高くなってきています。また、今後においても上がっていくと思われます。

同じように、治療にかかる費用や医薬品なども新治療法、また新薬などの影響もあり、高くなる傾向と思われます。高齢化の影響もあると思われますが、国保や介護保険の負担も増加傾向です。

介護保険料については、岐阜県は全国でも6番目に高いそうです。町が負担することや個人が負担することに関わらず、病気や介護が必要にならないよう予防することが大事であり、本人にとってもそのほうがよいことであります。

そのためできることとして、健康な体づくりの健康体操教室や地域での運動サロン、私も入っているところがありますが、認知症・介護予防教室など、ほかの自治体でも、例えば岐阜薬科大学と連携したり、既に効果が現れているところもあるそうで、また社会福祉協議会が行っているものもありますが、町としてもっと力を入れるべきと思いますが、これについての対策のお考えをお聞かせください。

以上、1項目めでございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松原議員の1項目め、予算の効果的な使い道についての1番目のご質問、減額した町長の給与の使途についてお答えいたします。

町長は、子供たちの声を聞き、その思いを形にする子供提案事業の一助など、町の未来を担う子供たちのための政策を推進したい思いから、毎月の給与を減額しております。

議員もご存じのとおり、予算書等において、町長の給与減額分として整理するものではありません。減額した給与により歳出費用が抑えられ、町政運営の中で有効に活用されることとなり、予算上は特定の事業への充当されるものとはなりません。令和7年度予算に計上しております子供に係る新規事業としましては、医療的ケア児の保育支援事業、高校生世代の医療費無料化事業、GIGAスクールタブレット端

末更新等事業などがあります。

いずれにいたしましても、町の未来を担う子供たちのために、引き続き、限られた財源を効果的に活用しながら、政策を推進してまいります。

続きまして、2番目のご質問、厩舎跡地活用の調査・研究の成果についてお答えいたします。

円城寺厩舎跡地の活用につきましては、令和5年度の調査結果を踏まえ、令和6年度も公益社団法人岐阜県都市整備協会に業務の一部を委託し、現地踏査、実態調査、市街地環境調査などを行い、複数のまちづくりの方針パターン案をまとめました。

なお、これらの調査を通じて、地権者の意向を把握することの重要性や、市街化調整区域の課題、浸水対策といった制度的、技術的な課題の整理が必要であることがより明確になったところでございます。今後は、これらの課題の解決に向けて、地権者の意向を踏まえながら、具体的な利活用策の検討を進めていくこととなります。

円城寺厩舎跡地は広大な土地であり、まとまりのある一団としての利活用には可能性を秘めております。今回の調査・研究業務を踏まえ、地権者の意向を尊重しつつ、笠松町や県と連携し、適切な土地の利活用策を検討、地域の発展に寄与できる方向性を慎重に探ってまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 松原議員の1項目め、予算の効果的な使い道についての3番目のご質問、国民健康保険・介護保険の給付費増大に対する取組についてお答えいたします。

初めに、国民健康保険の取組についてお答えいたします。

国民健康保険加入者は年々減少し、全町民における加入割合を見ますと、令和4年度末が18.24%、令和5年度末が17.63%、令和6年度末が16.55%となり、少子高齢化に伴う人口減少、団塊世代の後期高齢者医療への移行、被用者保険の適用拡大等の影響で加入者は減少しています。

保険給付費を見ますと、令和4年度実績が約16億4,890万円、令和5年度実績が約16億7,171万円、令和6年度は約15億6,779万円を支出しています。保険給付費総額は加入者が減り、減少していますが、高度医療化や生活習慣病の増加、高齢化の影響で1人当たりの医療費が年々増加し、国民健康保険財政を圧迫しています。加入者が減少する中、国民健康保険財政を安定させるには、医療費をいかにして削減できるかが重要であり、町では医療費削減に向け、予算を効果的に活用し、様々な取組を進めています。

まず、生活習慣病の早期発見、早期治療の取組として、特定健診受診率向上に努め

ています。令和5年度より、A Iを活用した特定健診受診率向上事業として、個々の性格分析に基づく効率的な受診勧奨を行っているほか、医療機関での個別健診に加え、年3回、休日に集団健診を実施し、受診環境の整備にも取り組んでいます。

具体的には、集団健診において、令和6年度より待ち時間を短縮できるよう、事前予約制を導入したほか、実施時期を冬から秋頃へと見直し、外出しやすい時期としました。

また、健康推進課と連携し、家族で同時に受診が可能となるよう、19歳から39歳の町民を対象とするサンキュー健診と同時開催の日を設けることとしました。

健診については、受診するだけでは効果がありません。受診後は受診結果を確認し、指導対象者に対し、町の保健師、管理栄養士が直接保健指導等を行い、早期に適正な医療へとつなぎ、重症化予防を図っています。

さらに令和6年度より、人間ドック費用の助成対象者を3歳刻み、3年に1度の助成から、40歳から74歳の全年齢へと拡大し、毎年の助成ができるよう改め、継続受診しやすいようにしました。

その他の取組としては、健康意識の向上を図るPR活動、後発医薬品の使用促進、医療機関の重複・頻回受診、多剤投与者に対する保健指導、かかりつけ医やかかりつけ薬局の利用促進を進めるほか、医療費通知の定期発送、糖尿病等の重症化予防、がん検診受診率の向上にも努めています。今後も医療費のさらなる抑制を図りつつ、町民の皆様の健康維持・増進に努めてまいります。

続きまして、介護保険の取組についてお答えします。

介護保険の被保険者数は、令和4年度末が5,902人、令和5年度末が5,916人、令和6年度末が5,935人となり、微増ではありますが、一方、介護給付費は、令和4年度が約17億4,900万円、令和5年度が約17億7,700万円、令和6年度が約19億1,600万円となり、大幅に増大しています。団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を迎え、高齢化がさらに加速し、介護が必要な方が増えていることが給付費増大の要因と考えられます。今後もしばらくは給付費増大が見込まれ、財政安定化に向け、給付費をいかに削減できるかが重要で、町では給付費削減に向け、様々な取組を実施しています。

まず健康維持の取組として、地域包括支援センター、保険年金課が連携・協力し、介護予防教室を開催。老人クラブや地域サロンへ町の保健師等が出向き、健康講座や健康体操を実施しています。

また、広報、地域包括支援センターだより等を有効活用し、介護を必要としない体づくりの啓発、健康教育の推進に努めているほか、身体機能の維持改善に向け、体に衰えのある高齢者の自宅や、老人クラブ等へ、リハビリ専門職を派遣し、介護予防の

普及啓発、健康増進を進めています。

加えて、介護費適正化事業として、町では、給付費適正化システムを活用し、不適正と思われる給付を抽出してケアマネジャーに確認していただいているほか、町内のケアマネジャーが立てたケアプランを点検し、真に必要なサービスであるかの確認を行っています。

さらに実地指導として、町指定の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所を回り、サービスが適切に提供されているか現地確認も行っているところです。

このように、行政主体で給付費削減に向け努力をしているものの、さらなる削減を進めるには、行政だけでなく、町民主体の取組も重要であると考えています。

町には、地域ボランティアによるサロン、老人クラブ、かがやきサポーターによる運動自主サロン等の町民主体の介護予防活動が幾つかございます。町民主体の自主的活動は、地域のつながり、社会とのつながりを深め、介護予防、フレイル予防に大きく寄与し、給付費削減効果の高い大切な社会資源と認識しており、町としてこうした組織や団体をしっかりとバックアップすることが重要であると捉えています。そのため、町では介護予防サポーターフォローアップ・養成事業を実施し、住民主体の介護予防活動を支えているところです。

また、令和6年度より、厚生労働省、朝日大学講師及び県高齢福祉課の協力を得て、地域づくり加速化事業に係る庁内連携会議を立ち上げました。この会議は、高齢者に対する町の共通ビジョンを持つことを目的に、地域づくりに関係する各課担当者や社会福祉協議会、主任ケアマネジャー、ヘルパー事業所等、民間サービス事業所にも参加いただき、事業の連携、課題の共有、解決に向けて協働・連携を図り、効果的・効率的な事業の実施を目指すもので、介護予防の推進、地域づくりを進め、町民主体の活動を支援することも目的となっています。

会議を通じ、関係課や地域との連携が強化され、町民主体の自主的活動が広がり、いつまでも健康で過ごせる社会が実現されるよう、今後も努力を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございました。

3点目の国民健康保険・介護保険の給付増大に対する取組について、再質問を1点させていただきます。

ご答弁ありがとうございました。町においても様々な対応をしておられるということで、まずは感謝を申し上げます。

これらの結果について、当然ながらより効果があることが望ましいと思います。そ

のため、これらの効果についての検証をし、よい方向へ持っていくべきと思います。
サンデー健診をサンキュー健診に置き換えられたこともそうであると思います。

そこで、予算の効果的な使い道の観点から、様々な事業などを検証し、見直しや改善などをしていくべきと思います。

例えば、現在、町において要支援1・2の費用負担を行っていますが、これについても要支援の方がこれ以上悪化しないよう、制度を利用しやすいよう費用などを町のほうが負担する前向きな予算の使い方によいと思われるものでしたが、これについて、果たして効果があったのか追跡調査をしていただいたときに、特に効果が認められるようではなかったとお聞きしているので、今後についてのお考えをお聞かせください。

以上、1点です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 松原議員の再質問、介護予防サービス無料化事業の今後の考えをについてお答えいたします。

介護予防サービス無料化事業は平成28年度に開始され、今年で10年目を迎えております。令和6年度における給付実績額は1,159万1,678円となり、事業開始時期と比べ約3倍となっています。

本事業については、令和4年度から令和6年度にかけて効果検証を行っており、介護認定率が令和元年以降、県平均を上回る状況に変化したことや、1人当たり給付費が年々増加、抑制されず、結果として町民の皆様にご負担いただく保険料が県下でもトップレベルに増大していること、実際に対象者を無作為調査した結果、身体状況を維持できたのが2割で、残りの8割は重症化していることが確認されております。

今後は、こうした結果を各分野の代表者が参加される地域包括支援センター運営協議会、介護保険地域密着型サービス運営協議会、第10期高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定委員会等の会議でお示しし、当事業の継続性や今後に向け、介護予防事業をどう進めるかについて話合いの機会を設ける予定でございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） それでは、2項目め、子供たちのためにということで質問させていただきます。

近年では、子供の出生率が年々減少で、戦後の1947年には4.54でありましたが、2023年には1.20となり、都道府県別では一番高い沖縄県でも1.60、岐阜県においては1.31ということでした。子供の数が減少していくことで、近隣の自治体においても小学校や中学校が統廃合されるなど、そういった状況が続いているようです。

岐南町においては、転入の影響もあり、若干ですが増加傾向となっておりましたの

で、小学校の教室を増設するなどの対応もしています。そういった子供たちのための環境面について、以下5点についてお尋ねします。

1点目、ほほえみ子ども館の今後の運営方針についてお尋ねします。

社会福祉協議会が行っているほほえみ子ども館が、前町長のときに開設しているほほえみ会館の一部を改修するなどの案が出されたこともありましたが、議会の反対で従来のままの形で運営されていますが、今後においてどのような方針で進められるのか、またやめてしまうのか、お考えをお尋ねします。

2点目、東小学校、西小学校区における子供の居場所づくりの取組についてお尋ねします。

学童保育は、東・西・北の各小学校区にて行われています。ほほえみ子ども館は北小学校区にあるということですが、ほかの地域の保護者の方から、東と西ですね、それぞれの地域にはつくってくれないのかとお尋ねをされるのですが、東と西小学校区にこのような子ども館の設置の考えはありますでしょうか。

3点目、児童館設置の予定についてお尋ねします。

これも同じく保護者の方々から聞かれるのですが、岐南町には児童館がないのでつくってほしいという、そういったご意見を頂戴するのですが、児童館設置についてのお考えをお聞かせください。今のほほえみ子ども館が児童館的なものなののでしょうか。

4点目、兄弟姉妹の通園先の相違についてお尋ねします。

保育園の入所についてですが、町内全ての園は、今は民営化されております。民営で町営が一つもない状況ですが、入所の認定などは町のほうで行っており、そのときに、兄弟姉妹が同じ園に入りたいが、定員の枠がいっぱいで下の子が上の子と違うところに入らなければならないことも多くお聞きしております。送り迎えの保護者の方が2か所以上に行かなければならないことを極力避けられるよう配慮がされておられるのでしょうか。また、そのように下の子が別の園に入っているが、上の子が入っている園のほうで空きができたときは優先して入れるようになっているのかお尋ねします。

5点目、子供たちを対象とした虫歯予防対策についてお尋ねします。

これはロツテという会社が行っている事業で、保育園等に虫歯予防のためのキシリトールラムネをというもので、活動目的としては、歯磨き、フッ化物、キシリトール、そして定期健診、これを普及させ、キシリトールを通じ日本の歯の健康維持に貢献するというので、活動内容としては、1つとして、歯科医師会や自治体と連動した虫歯予防プログラムの推奨、そして保育園・幼稚園等教育機関へのキシリトールの提供ということで、既に行っている自治体などもあり、虫歯になって痛い思いをして治療

に時間や費用をかけるより、虫歯にならないよう予防に費用をかけるものです。

後藤町長も以前には歯科の関係のお仕事をされておられたとお聞きしておりますので、ぜひ専門分野でもあり、力を入れられたらと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上、2項目めです。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 松原議員の2項目め、子供たちのためにに関する1番目のご質問、ほほえみ子ども館の今後の運営方針についてお答えいたします。

ほほえみ子ども館は、放課後や夏休み等の長期休暇に児童が安心して過ごせる場として、令和2年8月に開設しました。町内の小学生を対象に、平日、学校の放課後、午後2時から午後5時まで、冬の時期には午後4時半まで開設しています。夏休み等の長期休暇期間には午前10時から利用することができます。

開設当初は、コロナ禍の影響もあり利用者が少ない状況でしたが、事業の周知もあり、ここ2年間は年間延べ2,000人を超える利用状況であり、子供の居場所として定着しつつあると感じています。

現在、企画広報課を中心に、子供の居場所づくりの充実を図る事業の検討をしておりますが、ほほえみ子ども館は、当面、これまで通りの運営を予定しております。子供の居場所づくりの一環として、引き続き事業の委託先である岐南町社会福祉協議会と連携し、子供たちの自主性を重視しながら、友達と自由に遊んだり学習したりする楽しい時間を提供してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松原議員の2項目め、子供たちのためにの2番目のご質問、東・西小学校における子供の居場所づくりの取組と、3番目のご質問、児童館設置の予定は関連がございますので、一括してお答えいたします。

現在、町では、子供の居場所づくりの充実を図るため、検討を進めております。北小学校区では、ほほえみ会館において子供の居場所事業を実施しておりますが、東及び西小学校区には同様の事業がありません。そのため、現在、庁内等において、安全かつ安心して放課後などの時間を過ごせるスキームづくりや制度設計について協議を進めているところでございます。公共施設での実施として、小学校の体育館等の活用についても検討しておりますが、現時点で具体的な実施場所、内容をお示しする段階に至っておりません。

なお、事業の実現に向けて学校長との協議や子供たちのニーズを把握するためのアンケート調査を検討しており、併せて国・県補助制度の活用も検討しているところで

す。これらの取組を踏まえ、しかるべき時期に予算を計上したいと考えております。

児童館設置につきましては、令和7年3月に策定された第3期子ども・子育て支援事業計画の放課後の過ごし方に関する調査において、児童館を希望する割合は、平成30年調査時の4.3%から7.3%へと増加しています。

しかしながら、他の選択肢と比較すると特に高い割合でないことから、町としては、児童館の新設ではなく、より柔軟に対応可能な子供の居場所づくりの在り方を検討しております。今後も子供たちが安全かつ安心して過ごせる放課後の環境を提供するため、関係機関と協議を重ねてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 松原議員の2項目め、子供たちのためにについての4番目のご質問、兄弟姉妹の通園先の相違についてお答えいたします。

保育施設への入園に関しましては、町が保護者からの申請を受け、希望された園への調整を行っております。この調整の際には、同じ保育施設に兄弟姉妹が在籍している場合、加点措置を講じるなどの配慮を行っております。

しかし、3歳未満児の入園につきましては、調整の結果、ご希望に添えないことも多く、現在、兄弟姉妹を異なる保育施設に通わせている保護者には、送迎や行事への参加など様々な負担がかかっている状況であると承知いたしております。

このため、少しでも保護者のご希望に添えるよう、保育施設のご協力を得て、今年度は岐南さくら南認定こども園において、1歳児5名と2歳児5名の未満児クラスを新たに開設しました。

さらに、来年度にはうれしの認定こども園において、未満児の定員が12名増える予定です。これにより、より多くのご家庭が兄弟姉妹一緒に通えるようになり、保護者の皆様のご負担が軽減されと考えております。

なお、未満児の保育ニーズは増加し続けております。ご質問の内容に限らず、保護者のニーズは多様化しており、保育施設では保育士不足などの課題がございますので、今後も引き続き、保育施設と連携を図り、保育環境の充実に努め、よりよい保育サービスの提供に向け取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 松原議員の子供たちを対象にした虫歯予防対策についてのご質問の最後に、私が歯科衛生士であることに触れ、口腔衛生政策への思いを問われましたのでお答えをいたします。

私は、町全体をマクロの視点から捉え、住民全体にとって持続可能かつ効果的な支援体制を構築することが行政の使命だと考えております。とりわけ口腔衛生は、単に

虫歯を予防するだけでなく、栄養、言語、認知、また生活の質、ＱＯＬ全体に関わる健やかな暮らしの基盤です。そのため、町の政策としては、目の前の施策一つ一つではなく、ライフステージ全体を通じた継続的、予防的支援を重視すべきだと考えております。本町では、生涯を通じた口腔の健康づくりを重要なテーマと捉え、ライフステージに応じた支援をきめ細かく実施しているところですので、ご紹介をいたしたいと思います。

まず、本町では、歯科衛生士を会計年度任用職員として常駐配置しており、乳幼児健診や妊産婦支援、小学校への訪問指導など、多岐にわたる場面でその専門性を生かしております。県内の町村の中で歯科衛生士の配置があるのは、岐南町と神戸町の２自治体で、小さな自治体において、歯科衛生士が常駐していること自体が全国的にも先進的な取組といえます。多職種での支援は異なる専門性や経験を持つ人たちが協力し合うことで生まれる相乗効果や、多角的な視点から物を捉え、よりよい結果を導くことができると考えております。

また、小・中学校におけるフッ化物洗口事業を全校で実施し、科学的根拠に基づく虫歯予防を継続的に進めております。この事業により、子供たちの歯質の強化と予防意識の定着が期待されており、保護者や教育現場からも高い評価をいただいております。もちろん町の歯科衛生士が学校へ出向き、口腔衛生指導を養護教諭と連携しながら行っていることも専門性を生かした取組となっております。

高齢者に対しては、地域包括支援センターと連携し、口腔機能低下を早期に捉えるオーラルフレイル予防に取り組み、昨年度は地域サロンなどにおいて、年間９回、約２００名に実施をいたしました。

こうした口腔衛生に関する取組は、見えづらいながらも生活の質や健康寿命に直結する基盤的な支援であり、町としても継続・充実をさせてまいります。今後も町民の皆様が一生自分の歯で食べられることを目指し、保健、福祉、教育の各分野と連携を深めながら、予防と支援の両輪で取り組んでまいります。

なお、キシリトールラムネの配付につきましては、部長より答弁いたしますのでよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 松原議員の子供たちを対象にした虫歯予防対策の保育園等へのキシリトールラムネの配付についてお答えいたします。

町では、１歳６か月健診、２歳児健診、３歳児健診を通じて乳幼児の歯の状態を確認し、成長段階に応じた個別歯科保健指導、また希望者にはフッ化物塗布をしておりますが、その後については、各保育施設で行っているのが実情でございます。

町内の各保育施設では、年に一、二回歯科健診を行い、その結果と歯科医師からの指導内容を保護者にお知らせいたしております。また、日常的に給食やおやつの後に歯磨きやうがいを行い、虫歯予防に取り組んでいます。

6月4日は虫歯予防デーですが、この6月には、絵本や歯の大型模型を用いて、正しい歯の磨き方、歯の大切さを指導している園もあります。

家庭でも虫歯予防に努めていただけるよう、歯磨きカレンダーや保健だよりを通じて、年齢に合った歯磨きポイントを伝えている施設もございます。施設によりますと、歯科健診の結果から子供たちの歯の状態は良好であり、保護者の虫歯に対する意識の高さを感じているとのことでした。

このように、各施設においては、子供たちの虫歯予防を目的とした取組が行われております。

議員ご提案の企業と連携したキシリトールラムネを用いた他の市町で行っている事業については、歯の健康維持に寄与する活動であると認識はいたしますが、まずは町内の保育施設へ情報提供をしたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 7番 松原浩二議員。

○7番（松原浩二君） ご答弁ありがとうございます。

最後に、3項目めでございます。町の活性化につながるまちづくりの取組についてお尋ねします。

2点あります。

1点目、自治会加入率の低下に対する取組についてお尋ねします。

人口減少が続く、寂しくしぼんでいく町や、消滅するかもしれない町と危惧されているところもありますが、岐南町においては、今のところ現状レベルでの推移が予測されています。

そういった中、暗い考えを持たず、元気な活気あるまちづくりを継続していくことが大事であると思います。元気なまちづくりとして、各地域ごと、町民の皆さんそれぞれが元気であれば、必然的に町全体も元気であろうと思われます。その地域の活動を主に担っているのが、自治会や子ども会や老人クラブ、今老人クラブという言い方はあまりしなくなっていますが、もちろんその地域サロンを含めた様々なサロン活動も同様でございます。

以前にも質問させていただいておりますが、自治会の加入率が低下傾向で、やはり地域での元気が保持できるよう、町としての対策をお尋ねします。

お隣の岐阜市においては、自治会の加入率が53.7%まで減少し、危機感を持った対策として、昨年度、地域コミュニティーが維持できなくなるのを防ぐために、自治会

の活動を手助けする専従の地域支援職員、これは2人ですが、配属する対策をされました。これは、行政経験が豊かな市職員が各地域を回り、事業報告書や経理に関する帳票の作成といった業務をサポートするものです。

岐南町では、過去に自治会サポーターとして各自治会に職員1人ずつを配置されましたが、その当時は若手が多く、これは職員で勉強していただくということだったと思いますが、若手が多くて経験もあまりないということで、自治会のほうからはあまり必要とされませんでした。現在は、中堅あたりが配属されていると思いますが、現実としてどこまで役立っているのでしょうか。

自治会長の仕事の中でよく言われるのは、絆交付金の申請が難しいとのことで、最近では少し分かりやすくはなっているようですが、自治会長が1年で交代する自治会も多く、もっと簡単にできないかというご意見もいまだに多いことです。私も昨年度自治会長をやらせていただきましたが、慣れないことではスムーズになかなか行にくく感じる場所もありました。ただ、担当課の職員の方にお聞きすれば、丁寧に教えていただけたということで、何とかできたということです。

岐阜市のように専従の職員が経理や事務処理をしっかりサポートしていただけると、自治会長の事務負担やいろいろな活動をしていく上で大変ありがたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

2点目、超高齢化社会における老人クラブの活性化対策についてお尋ねします。

先ほども言いましたが、元気なまちづくりの継続のために、老人クラブ、これ先ほども言いましたが、その名前も今老人という言い方がもう今は変わってきていて、60過ぎてても全然老人っぽくないという言い方もおかしいんですけど、岐阜県でいうと飛水クラブ、岐南町ではほほえみクラブですね、岐阜市では清流クラブ岐阜というように名前を、何ていうんですかね、いい感じにというか、そういうふうに変えられております。

大体のところですが、これも老人クラブに入るのに対象年齢として60歳以上の方ということですが、だんだん時代も変わってきて、60歳といっても昔の60歳と今の60歳は大分違うので、60歳で以前は現役引退して、多少暇があるというか時間を持て余すような、そういったところもあったんですが、今では60歳どころか65歳、70歳、またそれを超えても現役で仕事をしておられる方も今増えております。

したがって、老人クラブの加入者が増えないであるとか、老人クラブに入らない人が増加傾向で、岐南町においても、ここ2年だけでも私が知っているだけでも5つ以上ですかね、老人クラブが解散しているとお聞きしております。老人クラブが次々と消滅していつていますが、先ほども申しましたが、認知症や介護予防のためにも、超

高齢化社会に向けて、高齢者の交流や活動が大事と思われませんが、対策などのお考えをお尋ねします。

以上、3項目めでございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松原議員の3項目め、町の活性化につながるまちづくりの取組の1番目のご質問、自治会加入率の低下に対する取組についてお答えいたします。

自治会加入率の低下は、地域社会の活性化や住民同士のつながりに影響を及ぼす重要な課題であります。自治会は地域における防災活動や福祉活動をはじめ、日々の暮らしを支える重要な役割を担っており、その活動の継続と発展のためには、自治会加入率の向上が不可欠でございます。

本町では、地域コミュニティを維持活性化するため、行政職員としてのノウハウを生かしながら、共助による自治会づくりを推進することを目的に、平成24年度から自治会サポーター制度を開始しております。

制度開始当初は、若手職員をサポーターとして任命しておりましたが、自治会の活性化や支援に当たっては、行政職員として一定の経験を要する人材が望ましいとの自治会の在り方検討会の意見を踏まえ、令和4年度から勤続5年以上の職員を任命することといたしました。

サポーターの主な役割は、自治会の事業や事業計画の立案、実施に関する助言、支援並びに自治会活動の活性化に向けた取組です。また、自治会が主催する行事への企画段階からの参画や、自治会絆づくり交付金の対象事業に関する相談対応及び事務手続の支援を行っております。令和6年度の活動実績としましては、9自治会から計12回の派遣依頼がございました。

今後も職員が地域の現場において、自治会活動の活性化や地域課題の解決を支援するという制度の目的を踏まえ、必要に応じ見直しを行い、自治会活動における負担軽減などの課題解決に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀場康伸君） 松原議員の3項目め、町の活性化につながるまちづくりの取組についての2つ目のご質問、超高齢化社会における老人クラブの活性化対策についてお答えいたします。

老人クラブの会員数は、統計として確認できる平成20年度には25単位老人クラブ1,599人の会員が見えましたが、令和7年度には16単位老人クラブ616人となっております。

岐南町老人クラブ連合会もこの会員減少を課題と捉え、組織のイメージアップのため、令和6年度には親しみやすい愛称を考えられ、岐南ほほえみクラブと名称の変更をされました。令和7年度には、会員を対象に年間10回交通安全教育の講義や実践等を行う交通安全大学校を開校するなど、会員がより身近な課題を勉強する機会を提供するなど、岐南ほほえみクラブの活性化を行ってまいります。

町といたしましても、現在、補助金の交付や事務局として活動を支援いたしております。課題解決のため、岐南ほほえみクラブの意向を伺いながら、町の広報媒体を活用し、岐南ほほえみクラブの魅力を知っていただくことをご提案させていただくなど、今後も岐南ほほえみクラブの活動を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで休憩いたします。午後2時から再開いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 5番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく2項目について、分割質問方式にてご質問のほうをさせていただきます。

それでは1点目、岐南町職員の懲戒処分について。

当町では、首長のハラスメント問題から始まり、前議会では、議会、職員ともにハラスメントに関する条例が制定されました。そんな中で、条例制定直前の3月10日に職員のハラスメントによる懲戒処分が行われ、プレスリリースが出されました。そのプレスリリースには前町長名の記述があり、何がどういうことでパワーハラスメントになるのか、少しの内容もかけらも分からず、また条例制定直前という时期的なこともあり、職員を処分するという重大な案件において、この不可解なプレスリリースに強く関心を持った次第です。メディア等の報道を見聞きした住民の方からも、何のことも読み取れない、何を目的としたプレスリリースなのかとのお声をいただいております。

ハラスメントとは、受け手側の感じ方によるものとされています。ただし、その判断基準は一定の客観性が必要であり、一方的なものであってはなりません。算数のように明確な答えというものがなく、その判断は非常に難しいものと思います。処分もそうです。公務員としてのこれからに大きく関わるものです。ハラスメントの内容を

公開すること、条例制定は単に罰するためにあるものではなく、ハラスメントそのものの抑止としての位置づけにもなると考えています。このプレスリリースでは何の意味があるのでしょうか。

いずれにせよ、このプレスリリースの事案概要をはじめ、職員が安心して住民サービスが行える職場環境づくりを特に重点に置かれている意味でも、今回質問させていただきます。

それでは、通告のとおり5点質問のほうをさせていただきます。

1点目、ハラスメント防止委員会の設置状況について。

本年度をはじめ、各年度の設置件数と申出の件数をお教えてください。また、本日において未終結となっている案件の件数とそれらの申出年月を踏まえ、設置から終結までの基本的なスケジュールと目標とする終結までの期間の考え方についてご説明ください。

2点目、委員会の調査方法について。

今回の申出内容に関する当事者全てに聞き取りなどは行っているのか。第三者委員会の調査でも感じたことでもあるが、一つ一つの申出に対して、対となるべく両者からのヒアリングを行っているのか。

調査方法のマニュアルの有無、簡単にその方法のご説明をお願いします。また、今回の件で関係者でもある前町長からもヒアリングは行われているのか、併せてお尋ねします。

3点目、プレスリリース（懲戒処分）について。

事案概要の内容について、前町長からの命とあるに関わらず、男性職員が処分をされる理由とは。申出者に対してのハラスメントとなる原因をつくり出しているのは前町長であり、その命に従っただけの職員ではありません。ヒエラルキー上、職員は従わざるを得なかった状況であり、前町長のハラスメント事案においても幹部職員は処分を免れていたはずですが。

また、業務上必要のない職員の報告行為とありますが、これは一体どういう意味でしょうか。ご説明をお願いします。

4点目、メディア等の報道について。

報道で、前町長の命令とはいえ、ハラスメントに認定され反省している。今後はしないと令和7年3月10日6時52分のヤフーニュースにこのような記載がありました。そもそもメディアが被処分者を特定できるわけがなく、役場側からしか情報提供はできないはずかと思いますが、とすれば、行政側としてどのような説明をなされたのか。

5 点目、処分者の範囲について。

この案件では、被処分者は申出者と接点はなく、幹部職が申出者と接触し、聞き取りなどをしていたと思われます。これも前町長の命に従った行為であり、また申出者に対してはこの処分行為を黙認していたことになると思います。意味合いとしても、被処分者と立ち位置は同様ではないでしょうか。ご説明をお願いします。

以上 5 点、ご答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 松本議員の 1 項目め、岐南町職員の懲戒処分につきましては、個別の事案に関する詳細情報につきましては、個人が特定され、被害者、加害者のプライバシー、名誉に関わるためお答えができませんので、詳細な答弁は差し控えさせていただきます。

1 番目のご質問、ハラスメント防止委員会の設置状況につきましては、岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例の施行以後、現時点での申立てはゼロ件でございます。過去10年の件数につきましては、令和5年に1件、令和6年度に1件ございました。

次に、委員会の設置から終結までのスケジュール及び目標とする終結するまでの期間につきましては、事案ごとに加害者、被害者、関係者の数が異なり、ヒアリングにおいても実施回数や時間、配慮する範囲が一律でないため、個別に目標期間を設定することになるものと考えております。

2 番目のご質問、委員会の調査方法についてお答えいたします。

調査方法につきましては、一般例でお答えさせていただきます。厚生労働省の発出している職場におけるハラスメントに関する関係指針に個別の事案の判断に際しては、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことが重要とされておりますので、岐南町ハラスメント防止委員会におきましても、同方針にのっとり運用をしております。

3 番目のご質問、プレスリリース（懲戒処分）についてお答えをいたします。

議員ご質問の懲戒処分につきましては、岐南町職員分限懲戒審査委員会において、懲戒処分の指針に基づき、処理がなされて終結しております。また、プレス発表以上の詳細情報を公表することができないことをご理解ください。

4 番目のご質問、メディア等の報道についてお答えをいたします。

メディアの対応といたしましては、個人が特定可能な情報は一切行っておらず、反省しているとの表現も、総務課職員が処分の趣旨を一般的に説明する中でのものがございます。

5番目のご質問、処分者の範囲についてお答えをいたします。

本案件につきましては、ハラスメント防止委員会での決定事項でありますので、処分者の範囲、内容など詳細につきましては言及を控えさせていただくことをご理解ください。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

私の通告の仕方がちょっと曖昧だったというところもあるかもしれませんが、今ちょっとご答弁を質問に対していただけていない部分もあるかと私は感じておりましたので、以下3点、改めて再質問をさせていただきたいと思います。

1点目、先ほどのご答弁のとおり、相談者及び行為者双方から丁寧に事実確認等を行うことが重要とありましたが、この件で委員会設置されたのが令和6年9月です。

委員会の設置後に事実確認等の正式な調査は行われているのでしょうか。調査時における双方の言い分、弁明の機会はどのように与えておられるのか。

あわせて、行政手続法第13条の行政庁が不利益処分を行う際の手続について、公務員の懲罰については適用範囲外であると認識していますが、東京高裁の過去の判例によると、地方公務員法第27条は、全ての職員の分限及び懲戒については公正でなければならないと定めているとあり、懲戒処分は被処分者である公務員の実体上の権利に重大な不利益を及ぼすものであることから、地方公務員法が求める不利益処分を行うに際しての事前の手続が処分事由書の交付（同法第49条）にとどまっており、また行政庁が不利益処分をしようとする場合には、事前の聴聞手続が必要と定める行政手続法の規定が公務員に対する不利益処分については適用除外とされ、条例上は告知・聴聞の手続を定めていないとしても、当該懲戒処分が科される公務員に対して、少なくとも実質的に告知・聴聞の機会を与えて、実体上の権利保護に欠けることのないようにすることが必要であると解するのが相当であるとあります。すみません、ちょっと長文で。

申立者、被処分者どちらも大切な職員であり、調査においては偏りなく尊重する必要があると考えています。これらを踏まえ、被処分者側の権利なども含め、この委員会の公平性はどのように担保されているのか、委員会の結果報告を踏まえて処分された行政としての見解をお尋ねします。

2点目、被処分者の報告行為は職責の中での仕事であり、詳細は村山議員のところで事の詳細のお話がありましたので、私はちょっと省略させていただきますが、服務規程違反行為、要は勤務時間中にわざわざ議会中継を見に行く行為を報告しているにすぎません。また、前町長は職員を統制、管理監督する長である立場からこれらの

指示を出していたものと私は理解しています。プレスリリースの事案概要には業務上必要のない報告行為とありますが、事象の内容判断の権限は被処分者自身ではなく、見た、聞いたをありのまま報告するものと理解しておりますが、被処分者の職責上必要のない報告行為というものがあり得るのでしょうか、お尋ねします。

3点目、一般論でいえば、責任の取り方として所属する担当課の上長及び本人が処分を受けることから、上司についても管理監督責任を同時に問われるものと理解しておりますが、職務を忠実に遂行した職員のみが処分を受けるということはどのように解釈すればよろしいのでしょうか、お尋ねします。

以上、3点が再質問になります。ご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 松本議員の再質問1項目め、委員会における公平性はどのように担保しているのかについてお答えをいたします。

本事案につきましては、法令及び条例に基づき適切に処分しておりますので、公平性は担保されております。

再質問の2項目め、被処分者の職責上必要のない報告というものがあり得るのかにつきましては、本事案がパワーハラスメントを定義する業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動に該当するものであるとの認識でございます。

再質問の3項目め、職務を忠実に遂行した職員のみが処分を受けることをどう解釈すればよいかについてお答えをいたします。

通常、部下の職務上の過誤であれば、直属の上司は管理監督責任を問われ、処分の対象となりますが、上司であれば直ちに処分対象というわけではございません。また、処分の公表につきましては、原則戒告以上の懲戒処分を対象としております。このため、この場での上司の処分いかんについてご答弁させていただくことは差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

私の中でどうしても引っかかっているのは、この前町長の命によるというところですけれども、必要のない報告行為、今のご答弁でもありましたが、上司の処分は、公開はその有無にしても公開はしない、公開されたのは部下だけであると。私が考えるに、上司においても、部下がこういった公に公開されるということについてどのように感じておられるのか。そういったことも含めて、私自身このプレスリリースからは疑問しか感じない部分があります。いずれにせよ、立場が違いますので、見解の相違ということで理解をしたいと思います。

ただ、そもそもなぜこのような質問をさせていただいたのかということで、最後、再々質問のほうに入らせていただきます。

1点です。

町長のご就任からおおよそ1年ほどが経過し、風通しのよい役場への環境改善、何かどのように変わりましたか。どのように変化を感じておられますか、お尋ねします。

私にとって、今回のような不透明さがかえって疑心暗鬼を生みかねない案件、町長のスタンスは信賞必罰なのか、逆の意味に捉えかねませんが、組織協調型なのか、そして今後もっとどうされたいのか、お尋ねします。

職員のモチベーションの維持は、町長の組織観により決まり、職員のモチベーションが住民サービスに直結するものと考えています。ご答弁のほどよろしく願います。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 松本議員の再々質問にお答えをいたします。

懲戒処分につきましては、法令及び条例に基づき適正かつ妥当な判断をいたしましたものと認識しておりますし、お答えできる範囲で部長より答弁をさせていただいたところでございます。

これ以上、議会の場において個別の懲戒処分について取り扱われることは、職員にとっての心理的負担をご理解いただいて、ご配慮をいただきたいとお願いを申し上げます。

私の就任以降、役場の就業環境の改善に取り組み、心理的安全性の確保や人事制度の見直し、相談体制の強化など安心して働ける職場づくりに取り組んでまいりました。ハラスメントの未然防止に向けた条例整備や管理職の研修による職場風土の改善もその一環でございます。ただし、就業環境の変化は一人一人の受け止めによるもので、主観的な感情論ではなく、組織全体の健全性と持続可能性を見据えて取り組むべきものと考えております。

行政の責務は、組織の一部の声に流されることなく、全体最適を追求することです。私は、職員が安心して町民のために力を発揮できる環境をつくるという使命をこれからも誠実に果たすために、感情や臆測ではなく、事実と責任の視点から冷静に町政を担ってまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 再々質問のご答弁ありがとうございました。

それでは2項目め、自治会に対する行政の立ち位置とは。

通告に従って3点お話をさせていただきます。

1点目、広報紙の在り方に関して。

昨年度、ある自治会の会員が広報紙の配付の際、けがをするという事案がありました。これについて、自治会が加入する自治会保険では適用がされないとのこと。そもそも町が自治会に勧める保険が、委託と呼んでよろしいのかちょっと分かりませんが、町が委託している案件に適用できないということについて、まずその見解をお願いします。

そして、広報紙のデジタル化が進んでいる中で、当町が紙ベースの媒体を自治会員には全戸配付しなければならない、この理由とこれからの見通しをお願いします。

2点目、町からの委託事業を再委託することについて。

平島では、毎年自治会員全員でにぎわい街道の清掃を行っていますが、先日は雨天のこともあり事前清掃ができず、結果、シルバー人材センターに草刈りやバリカンを使った剪定などの作業を委託しました。町の清掃活動は地域ボランティアの一つではありますが、実質は半強制的であり、所有、管理者は町にあるものに対して自治会費をもって外部委託をせざるを得なかったということ、これは自治会長の責任ではなく、そう思わせる町との関係性に私は問題があると思っています。

先ほどの広報紙もそうですが、これも自治会の総意として配付を拒否した場合、広報紙は自治会費で外部委託するのでしょうか。高齢化と世代の移り変わりで自治会運営がますます困難で、負担が増加している現実があります。ご見解をお願いします。

3点目、自治会との関係性をさらに高めていく姿勢と施策とは。

以前もお話ししましたが、絆活動交付金、補助金は金銭的な話だけであり、ばらまきと同じで根本的な問題解決には至っておらず、これがあることで漫然と活動が行われ、結果として負担につながっていると感じています。また、自治会離れがどんどん進んでいるということは、これまでの施策にあまり効果は出ていないように感じています。

自治会の必要性を踏まえた上で、自治会の存続と友好な関係を構築していくための町内部の取組はあるのか。あれば、前年度からの会議体などの開催状況と会議内容をお尋ねします。

また、自治会、いわゆる地域の方への考え方、道徳観について、教育面ではどのように指導、実施をしているのか。主権者教育につながる部分かと思います。未来に向かってはむしろこちらが重要になるとも捉えています。ご見解をお願いします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松本議員の2項目め、自治会に対する行政の立ち位置とはについての1番目のご質問、広報紙の在り方に関してについてお答えいたします。

現在、自治会に加入いただいております自治会活動保険につきましては、町民運動会や地元のお祭りなど、自治会加入者全員が参加することを想定した行事において、万が一事故やけがが発生した場合、あるいは天候不良などで行事が中止となった際に生じた費用損害に保険金が支払われるものでございます。

一方で、町から各自治会にご協力をお願いし、各戸への広報紙の配付中に発生したけがにつきましては、自治会加入者全員が参加する行事に該当しないため、保険の適用対象外となっています。これを補償、カバーするとなりますと、現在の保険料が高額になることが予想されます。

しかし、安心して広報紙配付作業を行っていただくための保険の重要性は十分に認識しております。今後、補償内容、それに伴う保険料について調査・研究し、自治会在り方検討会にご提案していきたいと考えます。

広報紙のデジタル化に際して、自治会の紙媒体の全戸配付については、過去の一般質問でお答えしておりますが、配付カバー率の高さや住民の見守り機能、地域のつながりというメリットから実施しているところでございます。加えて、広報紙のデジタル化は、情報を受け取る住民の方の年代やデジタルに対する環境に合わせて情報を得る機会を増やすためであり、紙媒体の広報紙をデジタル化したものに移行するために実施しているわけではございません。

なお、令和5年度に総務省が実施した全国の市町村を対象とした広報のデジタル化に関する調査によると、99.7%の自治体が紙媒体の広報紙を発行しております。また、広報のデジタル化によって生じたデメリットとして、50.0%の自治体が住民におけるデジタルディバイドと呼ばれる情報格差の広がりと回答しており、デジタル化が進む現代ではありますが、デジタルだけで情報を届ける難しさが浮き彫りになっています。

紙媒体の広報紙の全戸配付は、情報の受け取り方の多様化はもちろんのこと、地域のつながりという役割もあることから、多角的な視点において今後も重要であると考えています。

続きまして、2番目のご質問、町からの委託事業を再委託することについてお答えいたします。

地域の道路や水路の清掃につきましては、日頃より自治会をはじめとする地域の皆様の多大なご協力に深く感謝申し上げます。こうした活動は、身近な環境が美しさを保ち、安心・安全なまちづくりに大きく寄与しています。

町内の多くの道路や水路の清掃は町が管理責任を担っています。その維持管理の一部は地域の皆様のご協力によって成り立っています。特に、自治会による定期的な清掃活動は町全体の維持管理を補完する重要な役割を果たしています。にぎわい街道の清掃業務に関しては、過去に地元自治会と協議を経て、管理の範囲や管理のしやすい対策を実施いたしました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、近年は高齢化の進行や自治会加入率の低下といった自治会離れが進み、従来どおりの体制で地域活動を継続することが年々難しくなっていると認識しています。

地域の清掃活動や広報紙の配付について、自治会の総意で拒否された場合の町の見解としましては、本来はこれらの業務は町として一定の責任を負うべきものであると考えます。

一方で、地域の皆様のご協力によって支えられているという状況もあります。自治会による実施が難しくなっていることは、町にとっても重要な課題です。ただし、現時点での町財政状況や職員体制を考慮すると、町が広報紙の全戸配付や地域清掃を直接担うことは現実的には困難です。特に、町全域を対象とする場合、費用や作業量は大きくなり、他の行政サービスにも影響が出る懸念があります。また、地域団体やボランティアグループとの連携も検討が必要ですが、作業内容により現実的には難しいものと考えます。

このような状況を踏まえ、今後も自治会をはじめとする地域の皆様のお力添えをいただきながら、地域環境の維持や広報活動に取り組んでいきたいと考えています。引き続き、これまでと変わらぬ温かいご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

続きまして、3番目の自治会との関係性をさらに高めていく姿勢と施策とはについてお答えいたします。

ご質問の絆づくり交付金、活動交付金分についてですが、これは地域の実情に応じた自治会活動を支援し、地域コミュニティの維持、活性化を目的としています。

一方で、交付金の受け取りが自治会活動の義務といったプレッシャーにつながり、一部の住民が負担感を抱いていることも町として十分に認識しております。

こうした課題を踏まえ、町では各地域の自治会長との意見交換の場を定期的に設け、現場の声を直接伺いながら自治会活動や支援の在り方について共に考える取組を進めています。

具体的には、自治会長会議や自治会の在り方検討会を通じて、自治会の現状や課題を共有し、今後の方向性についても意見を交わしています。令和6年度には自治会長

会議を年6回、自治会の在り方検討会を年5回開催いたしました。特に、自治会の在り方検討会では、自治会と民生委員、児童委員との連携の在り方や、自治会が依頼する個人情報の閲覧に関する事項、さらに自治会長会議の開催回数の見直しを含めた改善策について検討を実施しました。

ご質問の絆づくり交付金につきましては、一部自治会員の負担となっていることや事業実施から14年経過していることから、制度の見直しが必要と考えます。

今後、自治会長会議や自治会在り方検討会で十分協議し、絆づくり交付金事業が自治会の持続可能な運営に寄与し、自主的、主体的な地域活動の推進や地域の絆が深まる事業を支援することを目指し、丁寧な対話と連携を重ねてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 松本議員の2項目め3番目、主権者教育に関わることでございますけれども、未来に向かってのご見解をとということで、それに結びつくような現在行っていることも含めてご答弁をさせていただこうというふうに思っています。

初めに、文部科学省においても主権者教育の目的を定めております。ちょっと読み上げますけれども、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけるとしております。

羽島郡二町教育委員会におきましても、こうした社会情勢であるとか、現在の子供の姿、未来への願いを基にして、昨年、令和6年3月に第4次教育振興計画を作成をいたしました。

そんな基となるものが教育大綱でございますけれども、その教育大綱の中には、1番目にまず目指す将来像として次のことを挙げました。

VUCAと呼ばれる予測不可能な未来の中で、1つ目、人が生きる本質を深く認識すること。

2つ目、郷土への愛着を持つこと。

3つ目、人々の幸福を願うこと。

4つ目、自分の持ち味を発揮するとともに、仲間と協働すること。

そして最後に、地域の豊かな未来を創造する人を挙げており、議員ご指摘の地域とのつながり・愛着、道徳教育の推進、自主的な能力を育む集団づくりを施策として打ち出しております。

具体的には5点ございます。

1 点目、学校課題の改善や児童・生徒が願う学校を築くことを目的とした立志塾を実施しております。これは、自発的・自治的な活動を推進するリーダーを育成するための授業でございます。

2 目、教科の学習においては、小学校の3年生の社会科において、わたしたちのまち・みんなのまちという地域学習、小学校6年生、あるいは中学校における社会科の公民分野などの学習を通して、主権者教育の内容を体系的に学んでおります。

3 目、単なる知識を得るだけではなくて、学校を一つの社会として学級活動や児童会、生徒会活動で探究し、仲間と議論し、活動に取り組む実感の伴った学びの推進をしております。

4 目、学校運営協議会や青少年育成町民会議、PTA等と連携をした事業、活動において、児童・生徒は地域の人々の生き方に触れ、社会につながる学びを得るとともに、児童・生徒ができることを地域に発信し、社会貢献につながる体験学習も行っております。

昨日ですが、岐南中学校の生徒がやってまいりました。6月26日に町内であいさつ運動をするということで、この町内の各部長さんにはお願いをいたしましたし、ぜひこうした子供たちが中心となって活躍しているところに地域の方も多く参加していただいて、お時間がある方に限りますけれども、町挙げてそうした活力というか、そうしたものをつくっていただけたらいいなとそんなことも私は思っています。ぜひその子供たちの活動を、言葉は悪いですが、利用してほしい、そんなことも思っています。

5 点目です。

さらに、教職員は、地域行事に積極的に参加するようその意欲を高める指導や助言に努めています。ただ、ただし、こうした地域行事に積極的に参加する、そうした価値が教職員の理解の差がある、そこに教職員の理解の差があることも否めませんので、教職員の大切な資質の一つとして育んでいけるよう管理職等との会議において働きかけていきたいと考えております。

もう一方で、現在、特に中学校へ非常に多くの団体から協力依頼が来ております。こうした機会をいただけることは大変ありがたいと思っております。ですが、さきに述べた状況のゆえ、非常に煩雑になりがちで、依頼された団体にご迷惑をおかけする可能性も出てまいりました。

その対策の一例としては、ご担当の方が学校にいらっしゃって、生徒に直接説明をいただく方法などもあります。地域の方の顔を見て説明を聞くことはより生徒の心に伝わるものではないか、そんなことも思います。多くの依頼がある状況でございます。そうしたことも考慮いただきながら、学校の職員と相談をしながら進めていただ

けるとよいというふうに考えております。

今後も将来の地域社会を担う人材育成に努めてまいります。それと同時に、地域においても、児童・生徒が地域活動のよさを実感できる取組をぜひ積極的に展開をしていただきたいということを願って、答弁を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 5 番 松本暁大議員。

○5 番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

私自身、自治会長などの経験を通じて様々な問題や課題解決には、教育、先ほどの主権者教育が原点にあると感じています。引き続き、町長、教育長の方針の下、教育の場で協働すること、郷土愛や地域性などを育てていただきたいと思います。

それでは、2 点再質問させていただきます。

1 点目、デジタル化についてのご答弁の中で、住民の見守り機能、地域のつながりとありましたが、配付とはポストインするだけのものであり、ピンポンして手渡しをしていると思っておられるのでしょうか。見守りやつながりなどは正直関係ないと思います。ただ、町が紙ベースの媒体の必要性を主張されるのは理解しましたが、配付活動自体が自治会員の負担やリスクになっており、不満の一つになっていることには変わりありません。

ご提案になりますが、配付活動を含め専門業者に委託することはいかがでしょうか。業者の広告を広報紙の中の 1 ページ自由に使わせる、またフリーペーパーに挟み込む。広告の活用方法の仕方では、コスト軽減ができる要素は十分に検討できると思います。自治会員だけでなく、それこそ情報格差の問題も解決、全戸配付にもつながるものだと思います。年間3,000万円もかかっている絆交付金から充ててもいいと思いますが、いかがでしょうか。

考えるべきは、長年住民が負担に感じている問題をどう解決していくかということだと思います。優先順位は低いでしょうか、この自治会の問題。限りある財源、税の公平性や福祉、現実的な事業効果を考えるならば、事業の検証や明確な効果が不明な所得制限のない給食費無償化に係る 1 億2,000万円より、私は優先順位が高いと思います。皆さんからいただいた税金、毎年 1 億2,000万円、先ほど長谷川議員のお話のあった掲示板アプリ、広瀬議員から以前お話のあった防犯カメラ、1 基50万円ですけれど、200基以上毎年つくれます。

2 点目、高齢化や少子化によって住民の様相はどんどん変わっていき、不平不満が大きくなるばかりで、自治会の負担が増大していくだけです。自治会自体の存在も危ぶまれてくると私は思っています。老人クラブと同様に解散を選ぶ自治会も出てくる

でしょう。絆交付金などの対処療法的なものや、ボランティアなどの精神論では対策や解決には至らず、現実的で喫緊の課題は限度を超えてきています。

5年先、10年先、15年先など、現実の住民感情、生活観、倫理観、道德観を踏まえ、行政として自治会の在り方をどのように想像、目標としておられますか。それがあって、今何をすべきかが手段になると思います。自治会が活動しやすい環境を整える役割は当然にあるとして、町の基本方針、骨格があって、自治会長会議や在り方検討会で共に考えていくのではないのでしょうか。その方針など具体的にお聞かせください。

自治会長だけでなく、住民全てにおけるこれからの問題として、住民の声を聴くヒアリング、タウンミーティングも実施する必要はあるのではないのでしょうか、併せてお尋ねします。

以上、再質問は2点になります。ご答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

令和4年度に総務省が実施した市区町村における広報紙の配付方法に関する調査結果によりますと、議員ご質問のとおり、ポスティングが自治会の負担軽減や全世帯配付の目的を達する手段であると考えられます。同調査では、配付費用の増加や長期的に業務の受託が可能な事業者を見つけることが難しいとのご意見や、ポスティングに変えることで自治会加入者が減ることが想定されるという意見もあることから、自治会加入率の低下を心配されるところでもあります。

先日開催されました自治会在り方検討会では、今後の自治会絆づくり交付金の在り方、取扱いについて議論を深めるとの方向性が示されました。絆づくり交付金につきましては、先ほども述べましたが、事業実施から14年が経過しており、多岐にわたり見直す必要があり、その中で広報紙の配付方法についても詳細に検討されることとなります。

続きまして、将来の自治会の在り方についての町の関わり方の考えを申し上げます。

自治会は、地域コミュニティの基盤として、住民同士が互いに支え合いながら、安心・安全な暮らしを守る重要な役割を担っていることに変わりはありません。しかしながら、少子高齢化や都市化の進展に伴い、従来型の自治会運営だけでは対応し切れない課題も顕在化してきております。

町は5年、10年、15年後を見据えた自治会の在り方として、地域共助の仕組みづくりとデジタル化の推進を重視しています。具体的には、高齢者や障害者など支援を必

要とする住民への見守り活動や生活支援を効率的かつ継続的に行うため、ＩＣＴ技術を活用した情報共有システムや見守りネットワークの整備が必要と考えます。これにより、多世代が安心して暮らせる地域づくりを促進し、自立支援と共助の両立を図ることが可能となります。

また、多様な世代や背景を持つ住民が参加しやすい仕組みづくりも重要です。例えば、若年層や働く世代が気軽に関われるようなイベント開催など、新しい参加スタイルの導入も必要と考えます。そのためには、町として自治会活動への支援策や啓発活動も併せて推進し、自主性と連帯感を育む環境整備にも努めなければなりません。

最後になりますが、このような取組は一朝一夕には実現できません。今後とも様々なご意見を伺い、町としましては住民の皆様と協働しながら、一歩ずつ確かな歩みで未来志向のまちづくりに関わってまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。３時から再開いたします。

午後 ２時５３分 休憩

午後 ３時００分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

６番 三宅祐司議員。

○６番（三宅祐司君） ６番議員 三宅でございます。

２項目、分割質問方式で質問させていただきます。

まず１項目めですね。公共交通の未来に賭けて（第４弾）といたしまして、巡回バスの行方。こちらの質問が２点ございます。

質問の２点を先に申し上げますと、答弁にあった前提とは何を指すのかという１つ目の質問、２つ目は、通勤・通学のニーズに応えるつもりはあるのかという点で質問をさせていただきます。

それでは、公共交通の在り方を考えるに当たり、現在、本町では高齢者の外出支援を目的としたコミュニティタクシーの活用が進められている一方で、巡回バスについては、その存続や見直しの方向性が明確に示されていない状況です。

昨年、町長が巡回バスの早期廃止を公約として掲げられて以降、私自身も度々この問題を取り上げてまいりましたが、代替手段を提示することを前提に終了するとの答弁があった一方で、その前提の具体像は示されておりません。バスの廃止ありきで話が進んでいるのか、それとも代替手段が見つからなければ継続も検討されるのか、この点は住民の受け止めにも大きく影響する極めて重要な要素です。

また、総合政策部長のご答弁からも、巡回バスそのものの在り方が住民ワークショ

ップの主議題、主な議題から外されているように見受けられ、議論が本質に踏み込んでいないのではないかという疑念も残ります。

そこで、今回は改めて町長が掲げられた巡回バス早期廃止という公約の真意、そして住民ワークショップにおける議題設定の考え方、さらには本町の公共交通の全体像を見据えた上で巡回バスを今後どのように捉えていくのかという点について伺ってまいります。

このような背景を踏まえ、私は前回の3月議会において、公共交通の未来に賭けて、これは第3弾といたしまして巡回バスの改革と取組について後藤町長に質問をいたしました。その際、町長からは以下のようなご答弁がありました。

岐南町コミュニティバス事業は議会の可決を経て始まりましたが、昨年度の利用者アンケートの結果からも、真に必要とする方に届いていない状況がございます。このため、目的にかなう手段を提示することを前提に、現行の運行を終了する方針をお示しいたしましたと、廃止ありきとも受け取れる公約から一步踏み込んだ発言をされました。

一方で、総合政策部長からは、ワークショップにおいて、高齢者の外出支援という目的以外のご意見につきましては、地域公共交通計画の次期計画の策定時などにおける貴重な意見として生かしていきたいと、こういった発言がありました。

そこで、まず町長のご発言について伺わせていただきます。

町長の1年前の公約では、巡回バス早期廃止、その後10か月たった3月議会では、目的にかなう手段を提示することを前提に現行のコミュニティバスの運行を終了する方針と述べられました。

ここで確認させていただきます。目的にかなう手段を提示することを前提にとは、そのような代替手段が具体的に見つかった場合にはバス運行の終了を検討するが、見つからなければ継続の可能性もあるという意味でしょうか。それとも、代替手段の有無に関わらず、いずれにせよ終了するということが前提になっているのでしょうか。

町民にとってはバスの終了ありきなのか、代替が確保されれば終了するという段階的な議論なのかで受け止め方が大きく異なります。

そこで、1つ目の質問です。

この前提にという言葉に込められた町長の真意を明確にご説明いただきたいと思います。

次に、3月議会でワークショップに出た意見はどのようにまとめていくお考えかお聞きしたところ、総合政策部長からは、高齢者の外出支援という目的以外のご意見につきましては、地域公共交通計画の次期計画の策定時などにおける貴重な意見として

生かしていきたいと。そして、公共交通の見直しに際しては、公共交通会議、地域公共交通活性化協議会にてご協議をいただきますが、個別の交通手段のみを協議するものではなく、本町の公共交通全体を勘案して協議する場であると、こういった発言がありました。

この発言の趣旨について改めて確認させていただきます。といいますのも、現在、コミュニティタクシーについては行政も一貫してその重要性を強調しておられますし、私自身もその点では共通認識を持っております。

しかしながら、その一方で巡回バスについては町長が公約して早期廃止を掲げた経緯があり、現在に至るまで明確な方向性が示されておりません。ここが重要ポイントで、公約として早期廃止を掲げた経緯があるから方向性が示されなかったということ、こういったことなんです。

そして、何度も申し上げておりますが、高齢者支援という耳障りのよい言葉の繰り返しだけでは本質的な議論がなされているとは言い難いと感じております。

それはなぜかと申しますと、ご答弁にある、先ほど申し上げたとおりでございますが、公共交通の見直しに際して、公共交通会議、地域公共交通活性化協議会にてご協議をいただきますが、個別の交通手段のみを協議するものではなく、本町の公共交通全体を勘案して協議する場であると、こういったご発言からということで、本質的な議論がなされているとは言い難いというふうに感じたわけでございます。

総合政策部長のご発言、そして町長のお考えやその思いの背景には、バスの継続を見直しというテーマをワークショップの議題としてあえて取り上げず、回避しようとする意図があるのではないかと受け取れます。

言い換えれば、町として巡回バスの在り方をあえて議論の俎上に載せず、令和8年度末の契約満了をもってバスのフェードアウト、要は自然消滅を狙っているのではないかという印象も否めません。

そこで、2つ目の質問をさせていただきます。

今回の住民ワークショップにおいて、ファシリテーターを務める岐阜大学地域協学センターの教員との連携の下で、事前のアンケート調査により優先順位の高かったとされる通勤・通学といったこの観点を議題に加える考えがこの町に、岐南町にあるのかどうか伺います。

もちろん、通勤・通学以外に多様なニーズがあることは承知しておりますが、そうした目的も含めて今後の議論にどのように反映させるご予定か、町の考えをお聞かせください。

あわせて、契約の期限、令和8年度末がある中で、ワークショップの成果をいつま

で、どのように具体化していくおつもりか、その見通しについてもお答えいただければと思います。

いつまでにと強く申し上げたのも、町長が巡回バス早期廃止を掲げられた時点では、契約期限まで2年10か月ありました。しかし、現在に至っては1年と9か月になってしまいました。残りの時間のない現状を踏まえてお答えをお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

議員から幾度となくバスについてご質問をいただく中で、町としての考え方や方針につきましては、都度何度も答弁をさせていただいてまいりましたとおり現時点でも方針に変更はございませんので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

ご質問については、担当部長よりお答えをいたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 三宅議員の1項目め、公共交通の未来に賭けて（第4弾）巡回バスの行方の1番目のご質問、答弁にあった前提とは何を指すのかについてお答えいたします。

本町における公共交通は、高齢者の外出支援を主たる目的の一つとして、コミュニティバスとコミュニティタクシーの運行を進めてきました。しかしながら、利用者の実績や高齢者を対象としたアンケートの結果によれば、現在の一日を通して巡回する運行の形態のコミュニティバスでは、高齢者の外出支援という目的とミスマッチが生じている状況です。

また、コミュニティタクシーについても、予約方法や1時間ごとの運行形態などについて利便性の向上を検討する余地がございます。これらのことから、高齢者の外出支援という目的を達成できる交通手段と運行形態を目指す必要があります。

また、それを前提条件として、現行の運行形態のコミュニティバスを終了する意向を示しております。

次に、2番目のご質問、通勤通学のニーズに応えないのかについてお答えいたします。

今年度実施を予定しているワークショップは、委員がご質問されたとおり、コミュニティバスだけに限定したものではなく、高齢者といった特定の世代に限定したものでもありません。

高校生世代から高齢者までの多世代を対象としたコミュニティバスやコミュニティ

タクシーを含む今後の岐南町の公共交通の在り方を考えるものであり、通勤・通学や高齢者の外出支援などを含む幅広い課題に対して、公共交通としてどのような組合せが考えられるかを議論する場を設けたいと考えております。

なお、今回のワークショップは、持続可能な公共交通を考えることが目的です。

本町の限られた財源の中で全てのニーズには対応できないことも踏まえ、将来を見据えた現実的に実現可能性の高い方法を考える場にしていきたいと考えております。

現在、8月にワークショップが開催できるように準備を進めております。その成果は、公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会にて示し、ご協議いただく予定でございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） ご答弁いただきました。再質問をさせていただきます。

前提とは何を指すのかについてご答弁いただきましたが、このお答えとしましては町長本人からその真意といったものを伺いたかったのですが、総合政策部長がお答えになりましたので、町長のご答弁として受け止め、質問をさせていただきます。

何でこのような質問をしたか。前提とは何を指すのかと、ご答弁にもある1年半前のアンケート調査結果より、本町の公共交通において高齢者の外出支援はコミュニティバスではなくコミュニティタクシーであるということがはっきりしました。

では、1年半前、既に答えが出ていながら、またその結果を町長が1年前の答弁でもミスマッチの代替手段を提示することを前提にとおっしゃったにもかかわらず、この1年間、コミュニティタクシーについては何らかの検討をされてきたのかもしれませんが。というより、これはまさに高齢者支援ですから検討をされたと思いますが、この巡回バスというものについてどうしていくかを聞いたことは一切ありません。バスをどうしていくのかの説明責任が必要と考えます。

そして、何度も申し上げておりますが、この公約を掲げたから守れとか、廃止に賛成や反対と言っているのではありません。早期廃止と示された以上、利用実態や代替手段の可否を詳細に検証し、合理的な根拠に基づいた判断をし、結論を示す必要があります。

要は、前町長の負の遺産だと位置づけ廃止を打ち出したとしても、廃止が、これが感情的な印象操作や政治的な印象操作ではいけないのです。ロジックや客観的データ、実態、合理的な理由に基づいた判断がなかったということです。

これ、いずれにしても町長は税金の無駄をなくしますと、なくすために巡回バスを廃止とおっしゃった。では、税金の無駄をなくすといったこの発言の一方で、約1年間にわたり実質的な対応がなされなかったことは、この発言との間に矛盾があるよう

にも受け取られかねません。

そのご発言と実際の対応が果たして整合しているというお考えかどうか、ご意見、ご見解をお聞かせください。

次に、2つ目の質問。ワークショップで通勤通学のニーズに応えないのかについてですが、ワークショップを持続可能な公共交通を考えることを目的とするのは、それは結構でございます。

ただ、私が本当にお聞きしたいのは、巡回バスの行方についてです。行政として本気でこの問題を議論し、将来を見据えて取り組むおつもりがあるのか、そこをお尋ねします。

これまで十分な議論がなされなかったからこそ、せめてこのワークショップの場では行政がしっかりとかじを取り、巡回バスについて具体的な議論を進めていくべきと考えます。

その上で申し上げたいのは、町長が公約を掲げた当初は契約満了まで2年10か月の猶予がありました。しかし、現在は既に残り1年9か月、時間は刻一刻と過ぎており、早急な判断と行動が求められています。

今も税金の無駄とお考えであるなら、ただ廃止するのではなく、町民ニーズに合った新たな交通の形を皆で議論し、チャレンジしていくべきではないでしょうか。

私は、これまで運用方法の見直しとして、例えば放射状でハブ駅、すなわち笠松駅へ直行バスといったような試験的な取組など、幾つかの提案をしてみました。このような方法についても、ワークショップの中で積極的に議論いただきたいというふうに考えております。

ここからが本題の再質問とさせていただきます。

この主題、通勤・通学のニーズに応えないのかですが、先ほどのご答弁にもある公共交通全体の組合せとおっしゃるのかな、組合せに関する言及がありましたが、私が伺っているのはそうした広い話ではなく、巡回バスの今後の運用方法についてです。

改めてお尋ねします。

ワークショップの目的として、通勤・通学を含めた巡回バスの在り方について具体的に議論するお考えがあるのかないのか、その点について町長のご見解をお聞かせください。

もしもワークショップの中でその議論がなされないのであれば、この契約期限まで残された時間が限られている中で、いつまでにどのような場を設けて検討を進めていくご予定なのか。この点についても、先ほどのご答弁では明確なご説明がなかったように受け止めておりますので、改めてお答えをお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 三宅議員の再質問にお答えいたします。

コミュニティバスの運行形態については、利用実態の検証や代替手段の検討を行い、合理的な根拠に基づいて判断し、結論を示す必要があると考えております。そのため、昨年度は利用者の推移などを示すデータの分析、高齢者向けのアンケートを実施してまいりました。

さらに、今年度は多世代の方が参加する住民ワークショップの実施を予定しているところであります。

2番目の再質問、ワークショップの目的として通勤・通学を含めた巡回バスの在り方について議論する意思があるかについてお答えします。

今年度実施を予定しているワークショップにつきましては、議員ご質問のコミュニティバスや通勤通学という特定のテーマを限定したものではございません。高校生世代から高齢者までの多世代を対象として、コミュニティバスやコミュニティタクシーを含む今後の岐南町の公共交通の在り方を考えるものでございます。

通勤・通学や高齢者の外出支援などを含む幅広い課題に対して、将来を見据えた持続可能な公共交通とはどのようなものかを自分事で考え、世代を超えて話し合う場にしていきたいと考えております。

公共交通の見直しを図る上で、人口減少や少子高齢化への対応、運転手不足による路線規模の縮小など、将来の社会課題に対しても幅広い世代の意見を伺うことが重要であると認識しております。そのため、ワークショップの開催に向けて、対象者やテーマなどの運営方法の検討を進めるとともに、事業者との意見交換なども含め、公共交通の在り方を検討しているところでございます。

今回の公共交通の見直しは、目の前にある課題だけでなく、将来を見据えた持続可能な公共交通となるよう、ワークショップなども踏まえ、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

町は、幅広い世代の意見を伺うことが最重要であると認識の下、令和7年、今年度のワークショップの開催を昨年度の早い段階で見据えておりました。

役場内では想定される様々な事象について日々議論、検討しておりますが、検討事項や見解はその後のワークショップの運営に及ぼす可能性がございます。

町といたしましては、円滑かつ公平な議論を進めるためには、事前に特定の見解や検討内容を公開したり、偏った情報を持ち込むことなく、参加者全員がフラットな立場で意見交換ができる環境を整えることが重要と考えております。この方針は、公平性、透明性を確保しつつ、多様な意見を引き出すためにも有効と考えます。

今後は、必要に応じて、ワークショップ終了後に結果や合意形成された内容について整理し、公表することで、町民の皆様への説明責任を果たしてまいりたいと考えます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

町といたしましては、公平かつ効果的な議論の場づくりを最優先とし、そのために内部情報管理と外部への情報公開とのバランスを適切に図ってまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 今回、再質問、答弁書というのが最後まで提出いただけなかったということもありました。

今、さらっとお聞きした中で感じた部分でございますので、ちょっと中身的な部分ですね、精査できなかったんですけれども、こういった中で再々質問に、要はつながるようなご答弁というのをいただけなかったというような気がいたしております。ここで、そういった意味で本件の質問は終了いたします。

巡回バスの今後については町長のご答弁を伺いましたが、残念ながら明確な方向性は示されず、課題を残したまま終える結果となりましたが、そもそも税金の無駄をなくすために早期廃止とする、こういう発言や公約には、その根拠となる検証や論理的な判断の過程が示されていないことが極めて重大な問題であると考えます。

私は、巡回バスの廃止に賛成・反対の立場で述べているわけではございません。先ほども申し上げましたとおりでございます。また、公約を機械的に守るべきと言っているものでもありません。議論すべきは、適切な行政判断がなされたかどうかです。

ワークショップを開けば、デマンドタクシーだけでなく巡回バスの意見も出るだろうとか、住民の声は受け止めることになるだろうと、やればこうなるだろうといった受け身の姿勢ではなく、行政として方向性を導き出す主体的な責任があると申し上げているんです。

この案件は、既に1年間放置されてきたと見られても仕方がありません。残された契約期限まで、あと1年9か月。ワークショップを開催する前に、今後の進め方について町としてどのように取り組むお考えなのか、速やかにご報告いただきますよう強く要望します。

最後になりますが、たとえこれまでの経緯に課題があったとしても、未来に向けてかじを切るのは町長の力にかかっています。

岐南町の未来のために、よりよい交通の形を築いていただきますよう心よりお願い申し上げます。次の質問に移ります。

それでは、次の質問です。

〔「質問をしないと」との声あり〕

○6番（三宅祐司君） 今言ったとおりでございます。次に移ります。

災害と食糧危機に備えるまちづくりと広域連携について申し上げます。

1つ目、相互補完で築く連携協定は。そして2つ目、広域支援なくして備えなし。

3つ目、公益的機能への協力（農業維持と田んぼダム）というようなところでございますが、地方議会の課題を考えると、中山間地域では人口減少と高齢化、インフラ維持、道路、水道、土砂災害などの問題に加えて、交通移動手段の確保、農林業や地場産業の担い手不足といった様々な困難に直面しており、危機感が高まっています。

こうした根本的な課題があるからこそ、創意工夫を重ねながら先進的な取組を進めている自治体が全国で着実に増えてきています。過疎化、高齢化、空き家、耕作放棄地といった課題を地域資源として逆手に取り、活性化につなげている自治体も出てきています。

岐南町のような都市近郊型の自治体にとっても、こうした他地域の取組から学ぶべき点は多いはずです。しかし、岐南町の場合、日常生活に大きな不便を感じにくいいためなのか、改善や改革への意欲が相対的に乏しいようにも見受けられます。

その背景には、農業の衰退や食料自給率の低下といった日本全体が抱える大きな問題に対して危機感を实感しにくく、対策が後回しにされてきた現実があります。こうした課題は岐南町にも内在しているはずですが、十分に共有されないまま、なかなか対策が進まない現状があるのではないのでしょうか。

しかし、最近では米の価格下落や備蓄米の取扱いに関する問題を通じて、多くの国民が初めて食の安全保障の重要性に気づき始めています。これまで見過ごされがちだったあの課題が、徐々に社会全体の問題として共有され始めているのではないのでしょうか。

岐南町は、僅か7.9平方キロメートルの面積に2万6,000人が暮らす町です。近年は田畑が住宅地へと変わり、経済的には成長を遂げてきた一方で、自然災害、線状降水帯、巨大地震による液状化に対して非常に脆弱な構造を抱えた地域でもあります。

岐南町に限らず、今の日本社会が本質的に変わっていくためには、ある種の目覚めが必要なのではないかと感じています。

しかし、残念ながら、平時の延長線上ではなかなか変革への意識が高まりません。大規模な災害のような強い衝撃がなければ社会全体が現実に向き合うことが難しいのではないかと、そんな懸念を抱えています。そして、そのような事態に直面したとき、社会不安が暴動のような形に発展してしまうのではなく、あらかじめ備えを講じてお

くことで冷静かつ落ち着いた対応ができるかどうか。その差は、町の将来を大きく左右するものだと思います。

こうした観点からも、広域支援なくして備えなしという言葉は、もはや理念ではなく現実的な備えへの要として捉えるべきではないでしょうか。

そこで、町長にお尋ねします。

現在の岐南町には、田畑として土地の余地も限られており、例えば田んぼダムのように自然災害に緩衝的な役割を果たす防災機能もありますが、十分ではありません。こうした背景を踏まえ、例えば山県市のように、人口はほぼ同程度でありながら土地面積を見ると28倍もある地域との連携を視野に入れ、有事の際には農作物の供給地として協力を仰ぐ、平時には費用負担や消費協力を行う。または、もう一つ付け加えるならば、その広大な土地を岐南町が借りて米作りをするなど、備えとしての協定を結ぶお考えについてもお聞かせください。

また、岐南町は液状化の危険性がとても高い。P L値15という数値からも地盤の脆弱さが分かります。

被害の規模によって、国の支援とは別に、迅速な応援体制が必要になる可能性があります。そうした状況に備えて、広域自治体との事前協定や連携体制を整えておくことは今後ますます重要になるはずです。

ちなみに、昨年視察に伺った浦安市では、2011年3月、東日本大震災による液状化被害に伴い他市町との連携や協定について伺うと、近隣市町では江戸川区、市川市、逆に遠方では愛知県弥富市とも結んでいるとのことでした。首都直下が起きてしまうと東京や千葉も同じように被災するので、遠方との協力関係を東日本大震災以降は広げて協定を結んでいるとのことでした。

こうした点を踏まえ、町としての備えと他市町との連携の在り方を見直し、近隣と広域両面からのダブル支援ネットワークを築いていくお考えはあるか、ぜひお聞かせください。

また、岐南町が既に何らかの協定関係を結んでいる市町村があるということであれば、どこかについても併せてお聞かせください。

○議長（櫻井 明君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 三宅議員の2項目め、災害と食糧危機に備えるまちづくりと広域連携の1番目のご質問、相互補完で築く連携協定はについてお答えいたします。

災害が発生した際、特に大規模な自然災害においては、被災者の生活を支えるための食料供給が極めて重要でございます。

食料供給は、被災者の健康を維持し、心身の安定を図るために欠かせない要素であり、迅速かつ適切な対応が求められます。

町の災害時の食料供給体制につきましては、町で備蓄している備蓄食料品のほかに、生活物資確保などの協定に関する協定を結んでいるコープぎふ、JAぎふ、株式会社バロー、マックスバリュ中部株式会社、イオンビッグ株式会社がございます。

しかしながら、手に入る食料に限られる中で頼りになるインスタント食品や菓子パンは手軽にエネルギーを供給できますが、長期間毎食摂取し続けるとどうしても栄養が偏りがちになってしまいます。栄養が不足すると感染症のリスクも上がり、偏った食事によって高血圧などのリスクも高まるといいます。そのような中で、野菜などの生鮮食品などが重要であると認識いたしております。

議員ご提案の災害時の食料供給地として他市町村と協定を結ぶ考えにつきましては、現在協定中である岐阜県及び近隣市町村との災害時相互応援協定の中でも食料や生活物資の支援が受けられるため、本町単独での協定の締結については現在考えておりません。

続きまして、2つ目のご質問、広域支援なくして備えずについてお答えいたします。

近隣自治体と広域自治体との連携は、地域の備えを強化する上で非常に重要な要素であると考えております。特に、災害時や緊急事態においては単独の自治体では対応が難しい場合も多く、広域的な支援ネットワークの構築が求められます。

町では、災害時の近隣自治体との相互応援協定は、岐阜県及び県内の市町村と災害時相互応援協定、岐阜県域における越境避難に関する協定がございます。

また、広域自治体として、香川県綾歌郡宇多津町、京都府久世郡久御山町と災害時相互応援協定を締結しております。宇多津町と久御山町とは、毎年担当者等のリストの更新や付近で災害情報が出た場合においては、お互いに連絡を取り合って状況確認など、情報交換をいたしております。

近隣自治体と広域自治体との連携は地域の備えを強化するために欠かせない要素であり、地域住民が安心して暮らせる環境を整えるために引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 3つ目の質問。田んぼダムを例に相互補完で築く連携協定という方向で質問をいたしましたが、3つ目の質問として、気候変動の影響、災害、線状降水帯による水害などへの備えとして、田んぼダム、農地の保水機能を再評価されている一方で、農業の担い手は減少し、持続に迷う農家も多い中、田んぼを水害対策の

一環として保全活用すべきとし、こうした公益的機能を担う農家に対して行政が補償、支援を示す。もちろん、積極的な農業維持も加えた上で協力していただける農家には手を挙げてもらう、補償をしていく施策について見解をお聞かせください。以上です。

○議長（櫻井 明君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 三宅議員の3つ目のご質問、公益的機能への協力についてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、水田はその特性上、雨水を一時的に保水する機能を持っています。この自然の保水機能を活用することは、持続可能な防災対策として非常に有効であると考えられています。

しかしながら、本町においては小規模な農家が多く、収益性が低いこともあり、農業の担い手を確保することが困難でございます。また、市街地近郊に位置しており、農地の資産的価値が高いこともあり、水田は減少の一途をたどっております。

今後もこの傾向が続くと予想されることから、水害対策への補償を行っても市街化の歯止めをかけるのは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） それでは、再質問させていただきます。

では、公益的機能への協力と抜本的な排水対策計画について伺います。

気候変動の影響、災害、線状降水帯による水害などへの備えとして、田んぼダム、農地の保水機能が再評価されている一方で農業の担い手は減少し、維持継続に迷う農家も多い中、田んぼを水害対策の一環として保全活用すべきとし、こうした公益的機能を担う農家に対し、行政が補償、支援を示す。もちろん、積極的な農業維持も加えた上で協力していただける農家には手を挙げてもらう補償をしていく施策について見解をお聞かせくださいとしながらも、岐南町の現状を見ると都市化が進み、前に触れた田畑が住宅地へと変わる勢いが止まらないことを想定したときに、近年多発する集中豪雨は今の貯水能力が被害の抑制にならない限界にあるのではないかとといったことも懸念しています。

もう一つ、板橋部長には本当に申し訳ないと思っておりますけれども、この課題、3日前の新聞記事に気になる内容がありましたので、共有させていただきたいと思います。

この治水の取組で知られる輪之内町に本社を置く未来工業株式会社が、田んぼの機能を持たせる取付け器具を開発したという記事です。この器具は、大雨の際に排水を緩やかにすることで浸水などの被害を抑える効果があるということです。

我が町のように小規模農家が多く、水田の減少が進む岐南町においてこうした機能

が有効ではないかと思い、このご報告の範囲でお伝えした次第です。

タイムリーな情報でしたので、少しでも岐南町の参考になればということで、本日も答弁を求める趣旨ではございませんが、その点、あらかじめご了承くださいましてお話しさせていただきました。

それでは、抜本的な排水対策計画について、3点伺います。

水路の拡幅、増設による排水機能の強化、大容量のパイプ管による速やかな排水ルートを整備、町内の低地、浸水被害が懸念される地域などから境川や木曽川への強制排水パイプライン、大口径排水管を整備する。それで、3つ目、将来予測に基づくリスク評価を行い、田んぼダムに依存しない多層的な治水システムの構築。こういった点、以上について将来設計計画をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 三宅議員の再質問、抜本的な排水対策計画の水路の拡幅、増設による排水能力の強化、大容量パイプ管による速やかな排水ルートを整備及び田んぼダムに依存しない多層的な治水システムの構築について、それぞれお答えいたします。

水路の拡幅、増設による排水能力の強化についての将来設計計画ですが、町では岐南町流域関連公共下水道計画に基づき主要幹線排水路の断面拡幅などの改修を順次進めております。

本事業は、昭和53年に岐南町流域関連公共下水道事業として着手し、現在368ヘクタールを事業計画区域として位置づけ、事業を実施いたしております。

直近の事業では、令和4年度より下印食雨水幹線の断面拡幅の整備を進めており、令和9年度末には事業計画区域の約76%が完成する見込みです。

次に、議員ご提案の大容量パイプ管による排水ルートを整備でございますが、大容量パイプ管の最大のメリットは、その迅速な排水能力です。多くの水を短時間で排出できるため、豪雨時や洪水時において効果を発揮し、これにより浸水被害を軽減することができます。

しかしながら、本町におきましては都市化が進み、住宅や既存インフラが密集していることから整備にあっては多額のコスト及び環境負荷がかかることが見込まれるため、大容量のパイプの導入は実現性に乏しいと考えております。

最後に、将来予測に基づくリスク評価を行い、田んぼダムに依存しない多層的な治水システムの構築につきましては、ハード対策とソフト対策を組み合わせることが重要だと考えております。

具体的には、ハード対策として、境川流域治水計画に基づき、学校グラウンドなど

を活用した貯留施設の整備や主要幹線排水路の断面拡幅の整備を行っております。

また、事業主体は岐阜県となりますが、境川の河川改修も順次実施しているところでございます。

ソフト対策では、将来予測に基づくリスク評価を可能にするため、浸水シミュレーションによる浸水想定区域図を作成しているところでございます。

今後、得られたデータ及び結果を基に水害リスクの検討を行うほか、関係機関及び地域住民と情報共有を図り、多層的な治水システムを構築してまいりたいと考えております。

また、新聞記事の内容にてご紹介がありました田んぼダムの機能を持たせる器具の件でございますが、本町の田んぼの大半の排水は排水ますを介さず、塩ビ管や鋼管にて直接排水路へ流す構造でございます。本町のような市街化区域の中の田にあっては、ご提案の製品の採用につきましてはなかなか難しいと考えております。

しかしながら、今後も治水対策については、公共施設のみならず民間の土地や農地、行政区域内の様々な施設を検討し、対応していかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 三宅議員の質問が終わったところで、議長のほうから一言ご案内申し上げます。

ただいま三宅議員から質問がございました、2. 災害と食糧危機に備えるまちづくりと広域連携の通告があった3つ目の最初に行われた再質問については、議長においてその発言を取り消します。

理由は、議事録の整理でございます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご了解いただいたということで、そのように取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より会議を開きます。

明日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後 4時06分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

松 本 暁 大

岐南町議会議員

三 宅 祐 司